

2019年度全国安全週間説明会

第92回全国安全週間実施要項について

青梅労働基準監督署



目次

- 第13次労働災害防止計画 . . . 3
- 労働災害防止対策の推進について . 5
- 労働災害発生状況等 [全国] . . 7
- 労働災害発生状況等 [東京] . . 17
- 労働災害発生状況等 [青梅] . . 21
- 第92回全国安全週間実施要項 . . 27
- 各種対策案内 . . . 35
- 業種別防止対策 . . . 45
- 安全衛生規則改正（伐木関係） . . 50
- 業種横断的な災害防止対策 . . . 51
- STOP！熱中症 . . . 63
- 転倒災害見える化事例募集中！ . . . 71



第13次労働災害防止計画

第13次東京労働局労働災害防止計画 ～ Safe Work TOKYO ～ 「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、
「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



第13次防ロゴマーク

基本目標

- 死亡災害： 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害： 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

小目標

- (上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)
- ・建設業おける死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
 - ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
 - ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・第三次産業
小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
 - ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
 - ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

基本的考え方

- 東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策
⇒ 局署、受注元事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
 - 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
 - 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
⇒ “Safe Work TOKYO”を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

死傷災害（休業4日以上）【全産業】

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
316人	311人	305人	300人	295人	290人以下

厚生労働省目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷者数を5%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷者数を8%以上減少させる

※ 達成できなかった12次防の目標を踏襲し290人以下を目標とした

※ 年千人率とは、一年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合のことです。

死傷災害（休業4日以上の死傷年千人率）【第三次産業】（平成27年国勢調査 就業状態等基本集計及び労働者死傷病報告による。）

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
1.67 (164人)	1.65 (162人)	1.63 (160人)	1.62 (158人)	1.60 (157人)	1.59 (156人)

東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

$$\text{年千人率} = \frac{\text{死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1000$$

死亡災害

12次防期間中最少の0人を目標とする！

2017年 1人 ⇒ 2022年 0人

厚生労働省目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死亡者数を15%以上減少させる

東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死亡者数を15%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 第12次労働災害防止計画期間中の最少0人を達成する



トップが打ち出す方針

みんなで共有 生み出す安全・安心

職場における労働災害防止対策の推進について

日頃から、労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、東京都内では今なお年間約60人の方が労働災害により命を落としています。

また、当署管内では、昨年は一昨年に比べ、死亡者は同水準であったものの、休業4日以上の労働災害は大幅に増加という憂慮すべき状況にあります。

死傷者については、全産業の休業4日以上の労働災害367人のうち、**5割以上が小売業や飲食店、社会福祉施設等の第三次産業に従事する方々**でした。労働災害全体に占める第三次産業の割合は年々増加し続けています。業種ごとの差はあるものの、第三次産業においては、転倒、腰痛・捻挫の割合が高くなっています。

労働災害の増加には、様々な背景があるものと考えられます。経済の活性化、経験豊富な現場管理者や技能労働者をはじめとする人手不足などもその一因と考えられます。

しかしながら、昨年に発生した死亡災害をはじめとする重篤な労働災害を個別にみると、**基本的な安全管理の取組が徹底されていない**ことによるものが多数見られ、**安全衛生管理体制がおろそかになっている**状況が懸念されます。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

全国安全週間を実施する6月から7月7日までは、事業場の安全・衛生について点検を行う良い機会でもあります。事業者の皆様におかれましては、次頁の事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全・衛生のための活動を行っていただきますようお願いいたします。



職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、1年間に約**60人**の方が労働災害で亡くなっています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

□経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

□安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者(安全推進者)を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

□職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること(リスクアセスメント)は、事業者の責務とされています。職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

□労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる、労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要なことです。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。

例

+

期定日 平成 年 月 日
期示日 平成 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「従業員の安全」、「お客様の安全」の礎であるとの理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

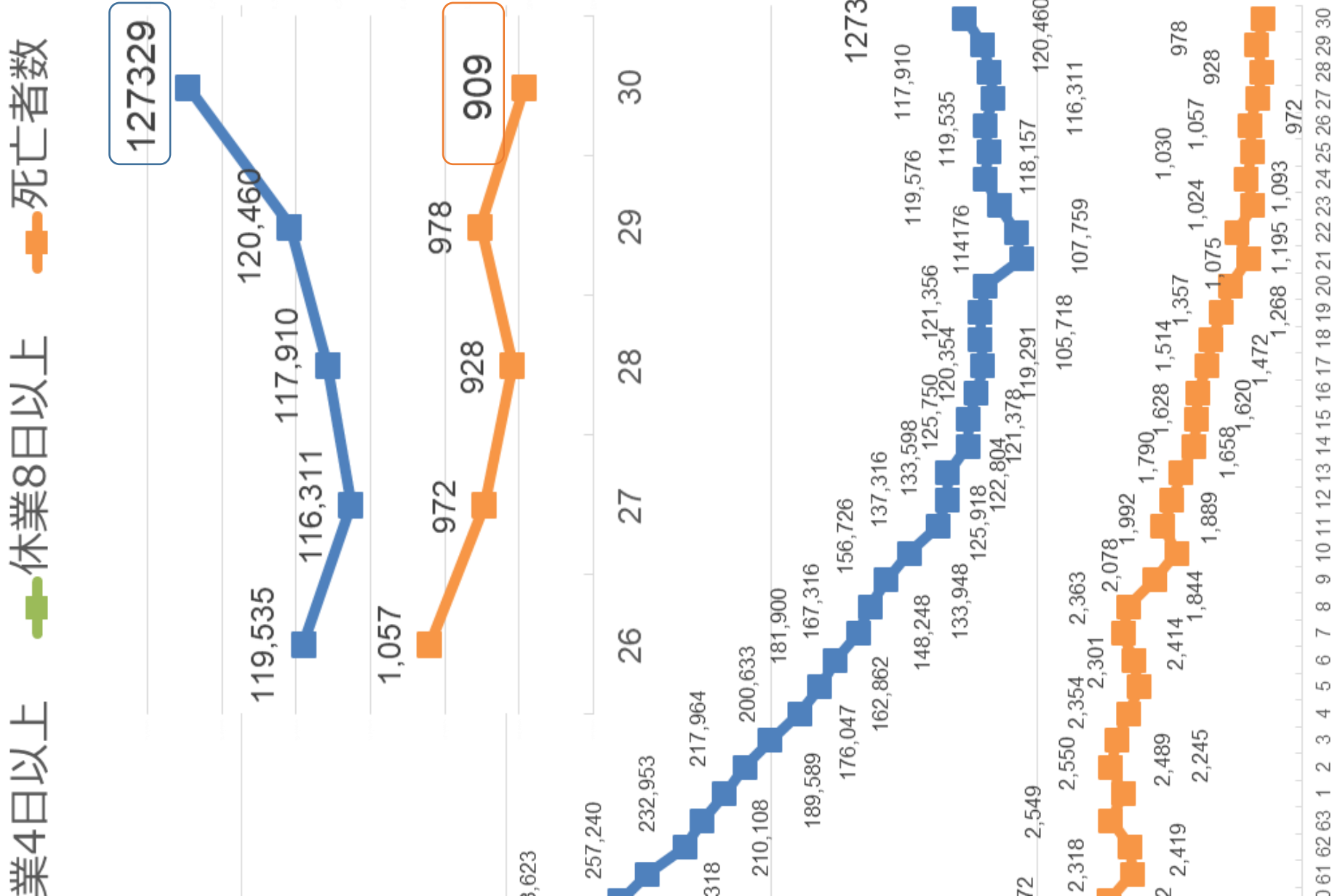
安全衛生の基本方針

- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③すべての社員(パート、アルバイト)に安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー
代表者 代表取締役 東京太郎
(署名で署名をお願いします)



全産業における死傷者数の推移 [全国]



500000

481686

ピークは昭和36年
481,686件

休

468139

466126

435017

440547

428558

405361

398190

408331

382642

387342

349987

401760

394627

386443

347,407

366273

364444

345,293

331342

335442

337421

324435

340,731

335,706

333,311

312,844

300000

322,322

294,319

278

6712

200000

5619

6095

6506

6,303

6,208

5895

6093

6,046

5,552

5,631

5,269

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

226,;

5612

6093

5,552

5,631

5,269

5,269

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

5012

5308

5050

6,048

4,330

3,326

3,009

2,57

0

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

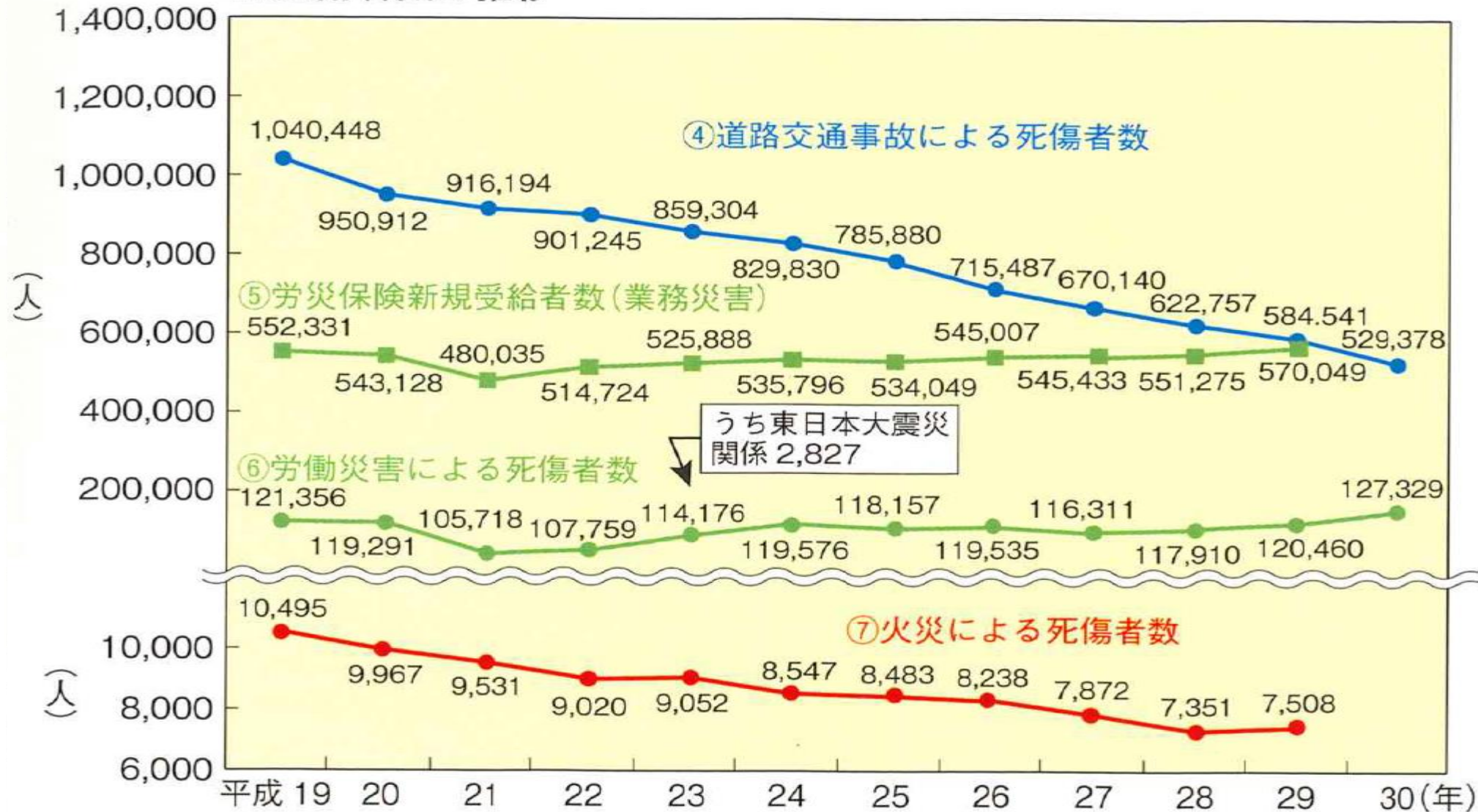
57

58

59

60

2. 死傷者数の推移



①・④：警察庁／②・⑦：消防庁／

③：厚生労働省（安全課調べ）／⑤：厚生労働省（労働者災害補償事業年報）／

⑥：厚生労働省（労災保険給付データ及び安全課調べ（H24～は労働者死傷病報告））

業種別死傷年千人率の推移

(休業4日以上) 平成24年～平成30年

	全産業	製造業										鉱業
		食料品	木材・木製品	化学工業	非鉄金属	金属製品	一般機械器具	電気機械器具	輸送用機械	電気・ガス・水道		
平成24年	2.3	3.0	6.2	13.1	1.7	2.3	5.7	1.6	0.6	1.7	0.5	9.9
平成25年	2.3	2.8	6.0	11.4	1.6	2.3	5.4	1.4	0.6	1.6	0.4	12.0
平成26年	2.3	2.9	5.9	12.3	1.6	2.2	5.7	1.4	0.6	1.7	0.5	8.1
平成27年	2.2	2.8	5.7	11.2	1.5	2.1	5.4	1.4	0.6	1.6	0.5	7.0
平成28年	2.2	2.7	5.7	11.0	1.5	2.1	5.3	1.4	0.7	1.4	0.4	9.2
平成29年	2.2	2.7	5.8	9.9	1.6	2.0	5.3	1.3	0.7	1.5	0.5	7.0
平成30年	2.3	2.8	5.8	10.9	1.7	2.2	5.2	1.3	0.7	1.7	0.6	10.7

	建設業	運輸業		林業	商業	金融業	通信・郵便業	教育研究業	保健衛生業	接客娯楽業	農業	漁業
		計	陸上貨物運送									
平成24年	5.0	6.3	8.4	31.6	1.9	0.8	4.5	0.3	1.5	2.4	5.7	15.0
平成25年	5.0	6.3	8.3	28.7	1.8	0.7	3.8	0.3	1.4	2.5	5.4	9.9
平成26年	5.0	6.4	8.4	26.9	1.8	0.8	3.6	0.3	1.5	2.5	5.2	6.3
平成27年	4.6	6.3	8.2	27.0	1.8	0.7	3.2	0.3	1.5	2.6	5.2	8.0
平成28年	4.5	6.3	8.2	31.2	1.8	0.7	3.6	0.3	1.5	2.5	5.1	8.9
平成29年	4.5	6.5	8.4	32.9	1.8	0.8	3.7	0.4	1.6	2.5	4.9	8.1
平成30年	4.5	6.8	8.9	22.4	2.0	0.7	3.8	0.4	1.7	2.5	5.2	7.4

資料出所: 労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

注1) 年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

$$\text{年千人率} = \frac{\text{1年間の死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1,000$$

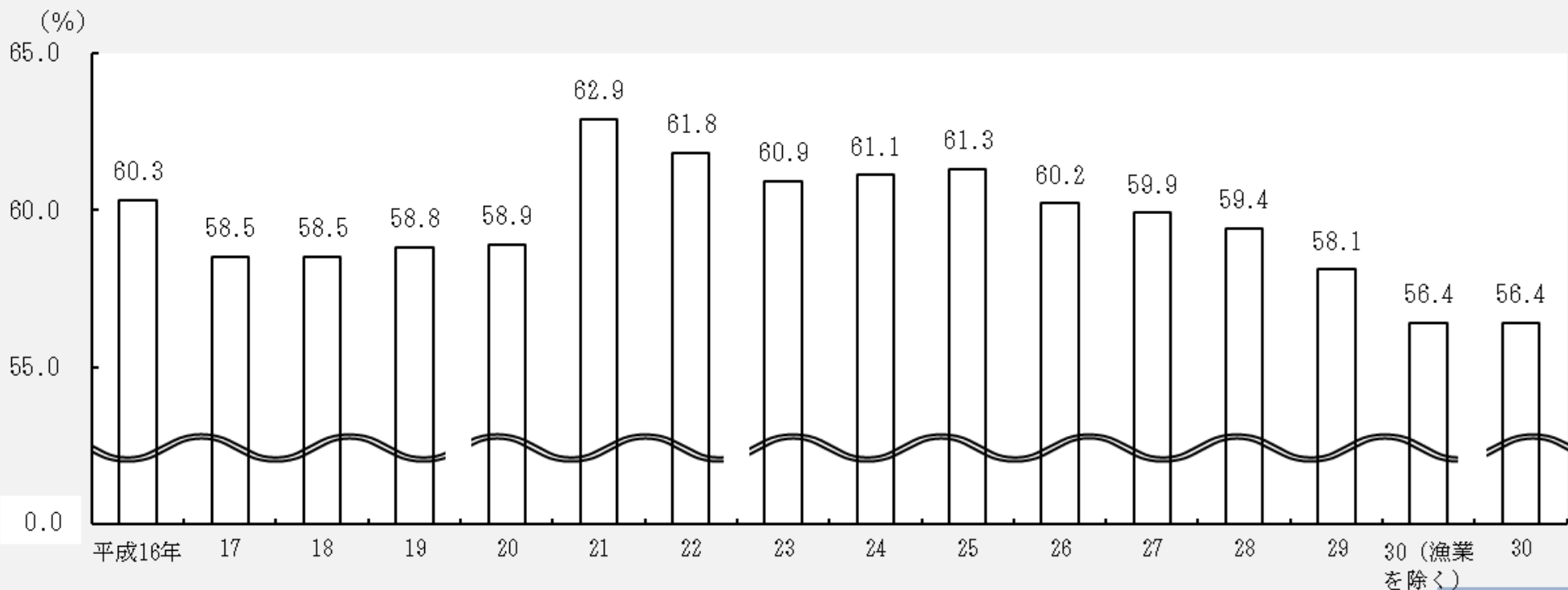
産業別労働災害率及び死傷者 1 人平均労働損失日数

(事業所規模100人以上)

産 業	度数率		強度率	死傷者 1 人 平均労働損 失日数 (日)
	死傷合計	死亡		
調 査 産 業 計	1.83	0.00	0.09	50.4
A 農業, 林業	6.28	0	0.16	25.5
B 漁業	5.46	0	0.10	18.5
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1.43	0	0.07	49.3
D 建設業 (総合工事業を除く。)	0.79	0.03	0.28	349.8
E 製造業	1.20	0.01	0.10	85.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.65	0	0.01	22.3
G 情報通信業 (通信業、新聞業及び出版業に限る。)	0.33	0	0.01	21.8
H 運輸業, 郵便業	3.42	0.00	0.12	34.5
I 卸売業, 小売業	2.08	0.01	0.10	48.3
M 宿泊業, 飲食サービス業 (旅館, ホテルに限る。)	3.53	0	0.06	15.8
N 生活関連サービス業, 娯楽業 (洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。)	4.90	0	0.11	22.7
P 医療, 福祉 (一部の業種に限る。) 3)	1.59	0.00	0.04	27.3
R サービス業 (他に分類されないもの) (一部の業種に限る。) 4)	3.86	0.00	0.13	33.1

無災害事業所の割合の推移

〔調査産業計（事業所規模100人以上）〕



注：1) 平成20年から調査対象産業に「医療、福祉」を追加したため、平成19年以前との時系列比較は注意を要する。

2) 平成23年から調査対象産業に「農業、林業」のうち農業を追加したため、平成22年以前との時系列比較は注意を要する。

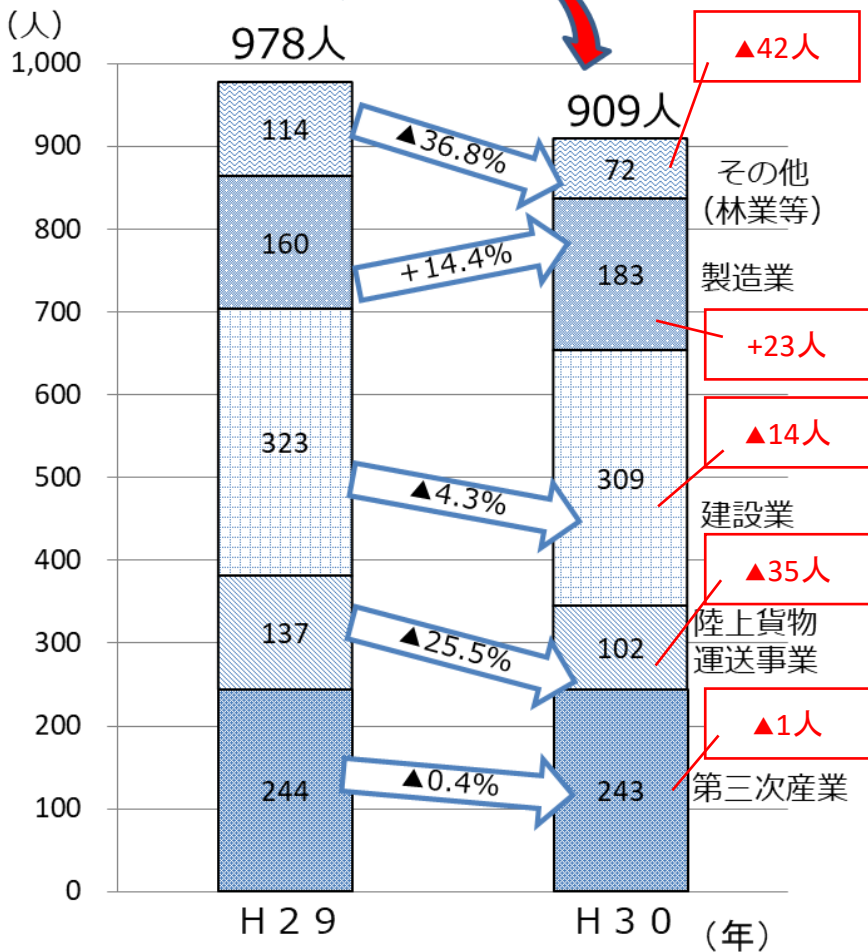
3) 平成30年から調査対象産業に「漁業」を追加したため、平成30年の数値については、漁業を除く調査産業計（左側）と漁業を含めた調査産業計（右側）を表示している。

労働災害発生状況(H30)確定値[全国]

※ 平成30年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、4月8日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害

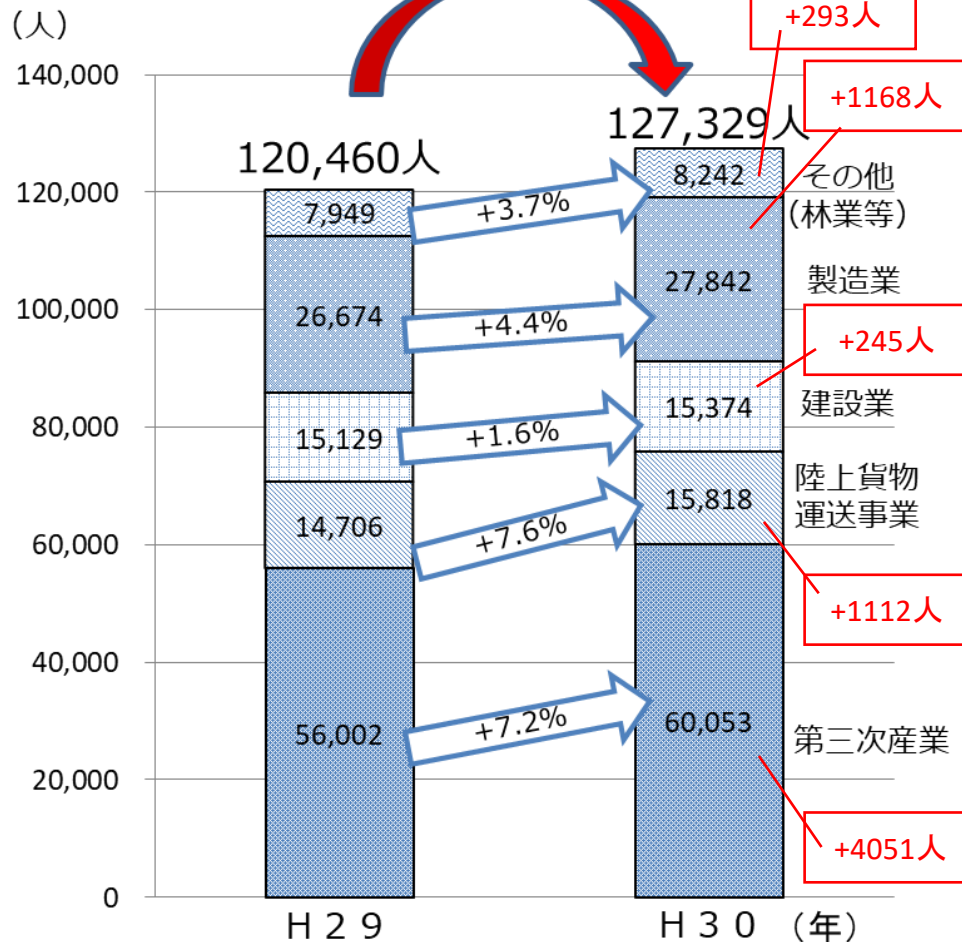
▲69人(▲7.1%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

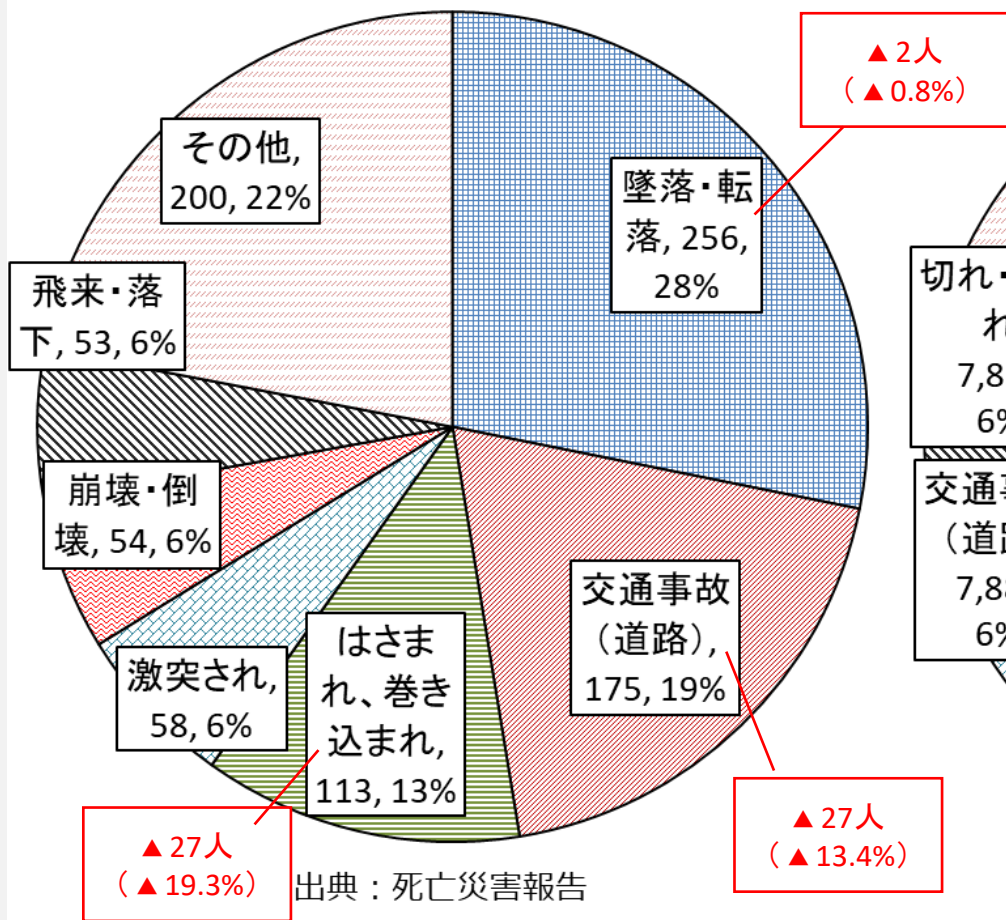
+6,869人(+5.7%)



出典：労働者死傷病報告

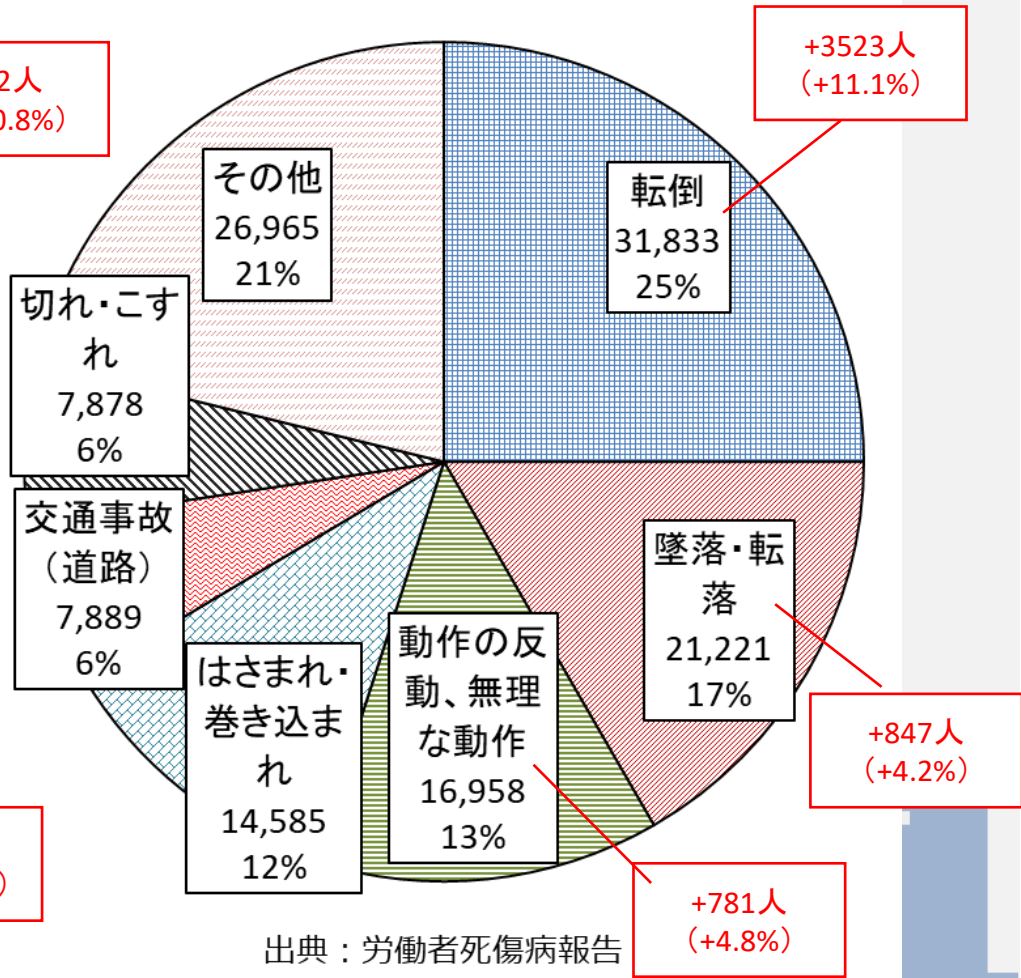
死亡災害

909人、前年同期比▲7.1%



休業4日以上の死傷災害

127,329人、前年同期比+5.7%

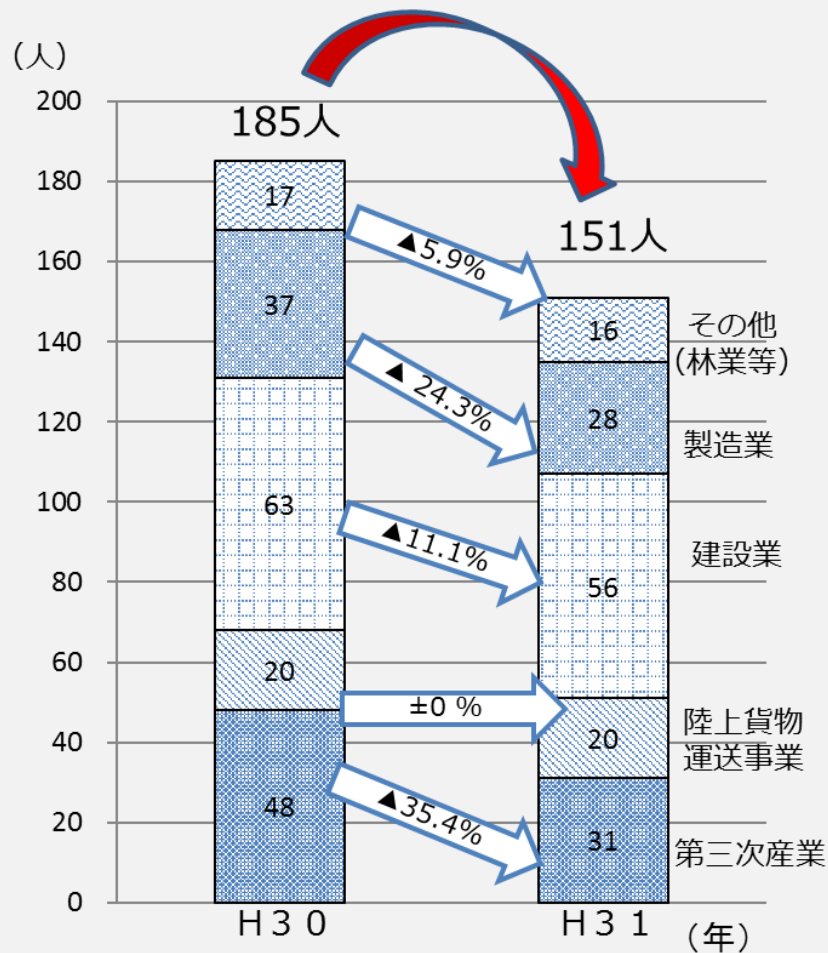


平成31年 労働災害発生状況（4月速報値）

※ 平成31年1月1日から3月31日までに発生した労働災害について、4月4日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害

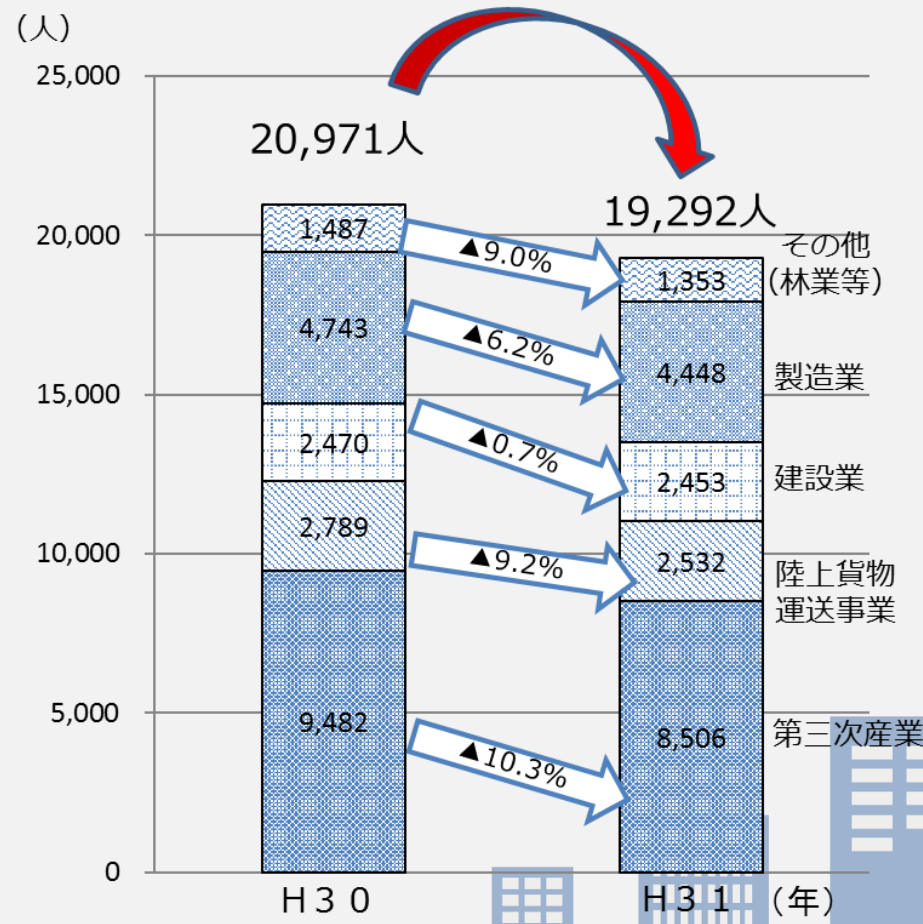
▲34人(▲18.4%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

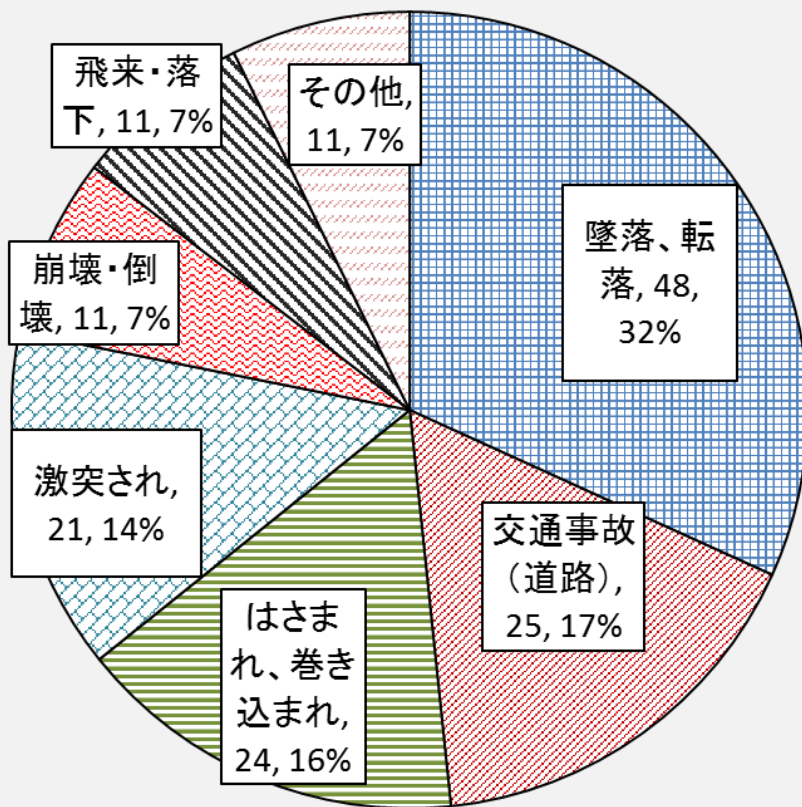
▲1,679人(▲8.0%)



出典：労働者死傷病報告

死亡災害

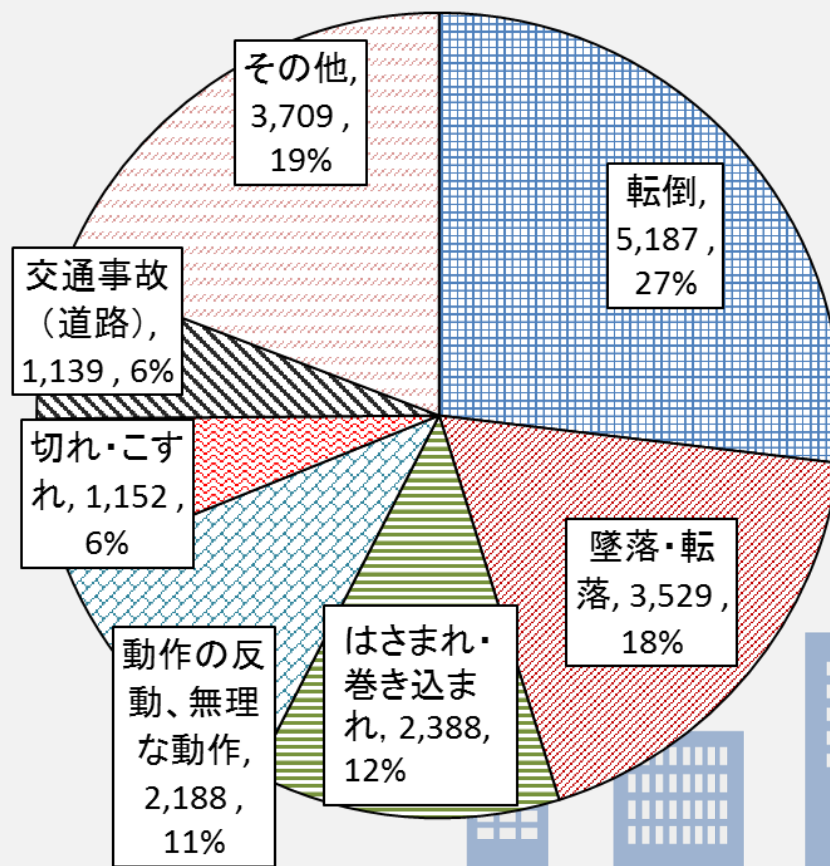
151人、前年同期比▲18.4%



出典：死亡災害報告

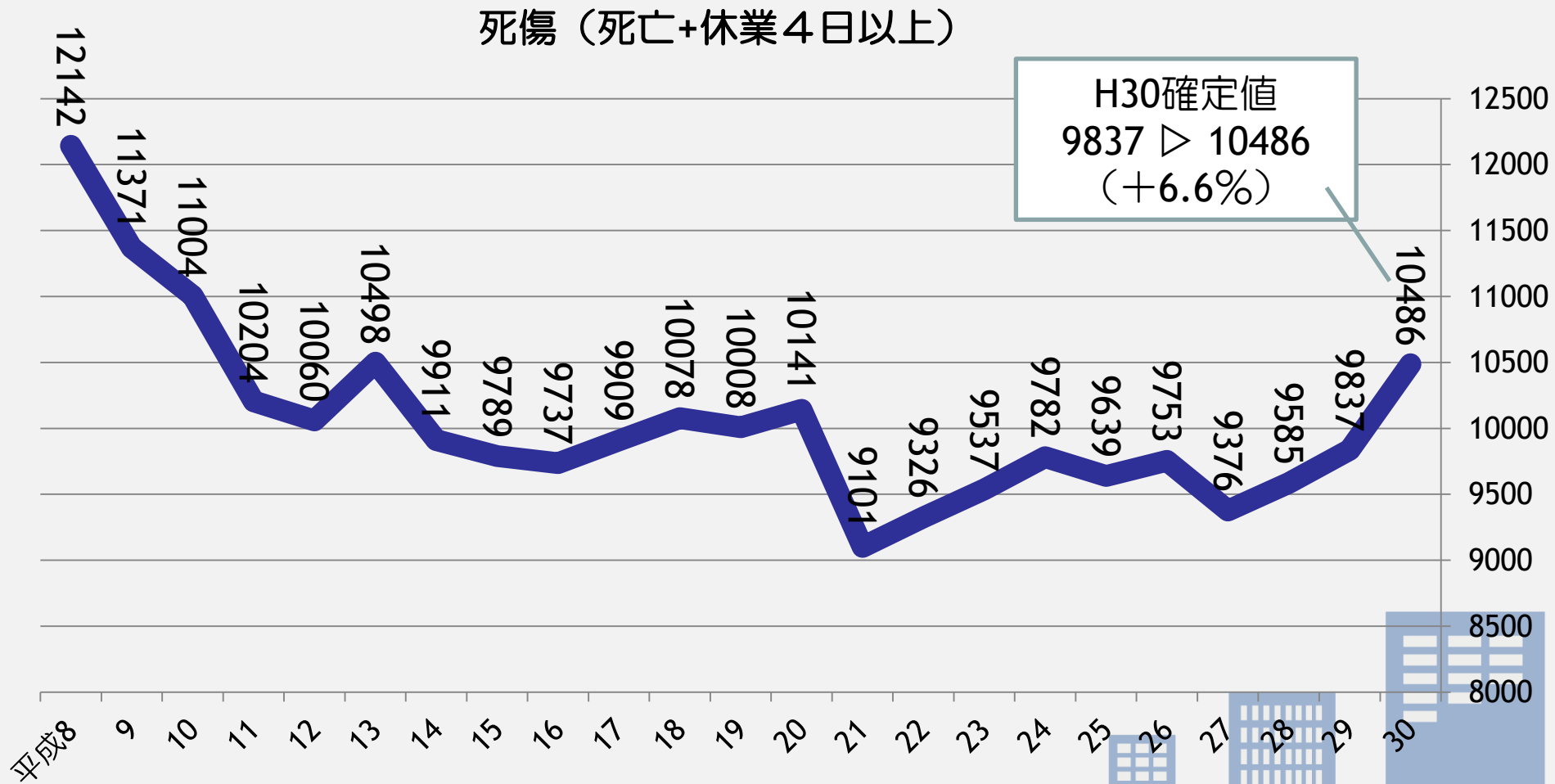
休業4日以上之死傷災害

19,292人、前年同期比▲8.0%



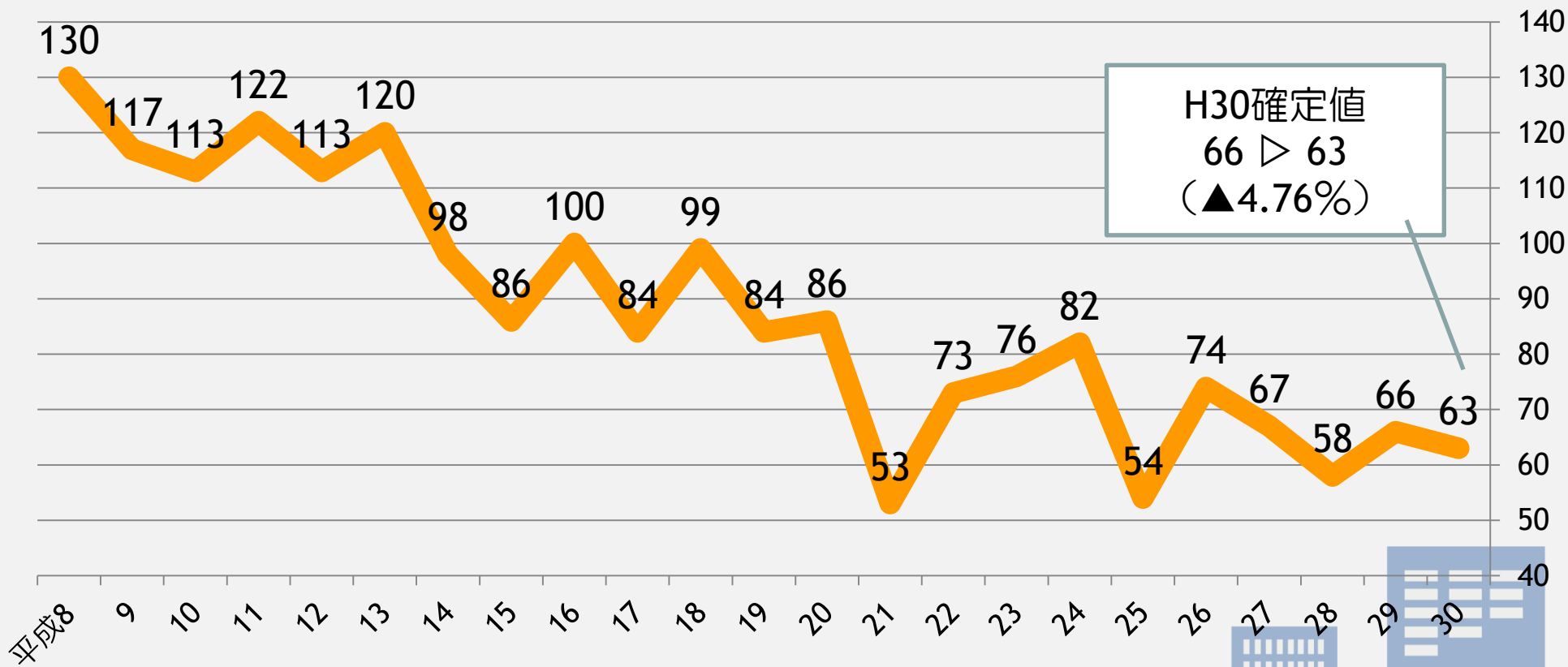
出典：労働者死傷病報告

東京労働局管内の労働災害発生状況（死傷）

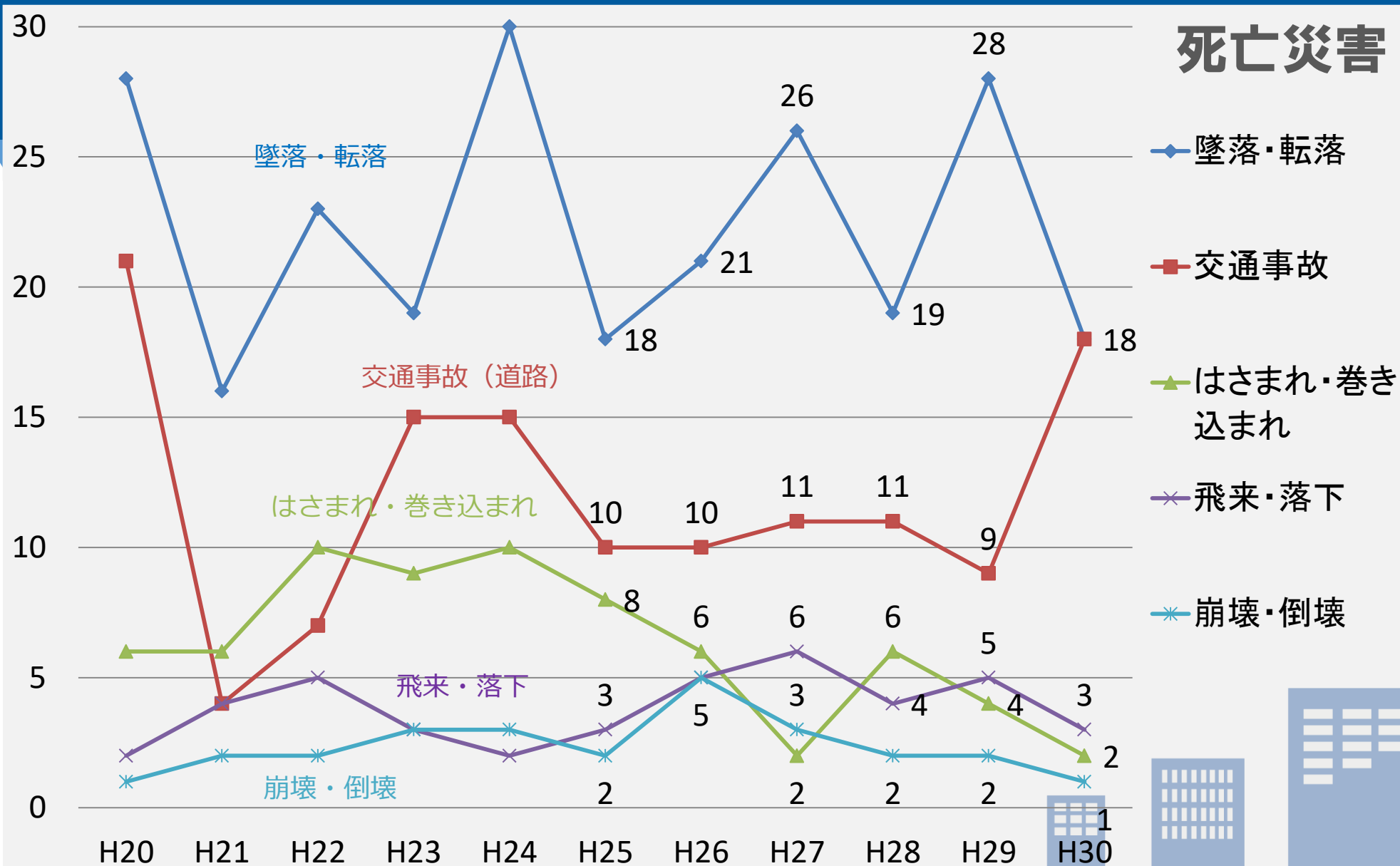


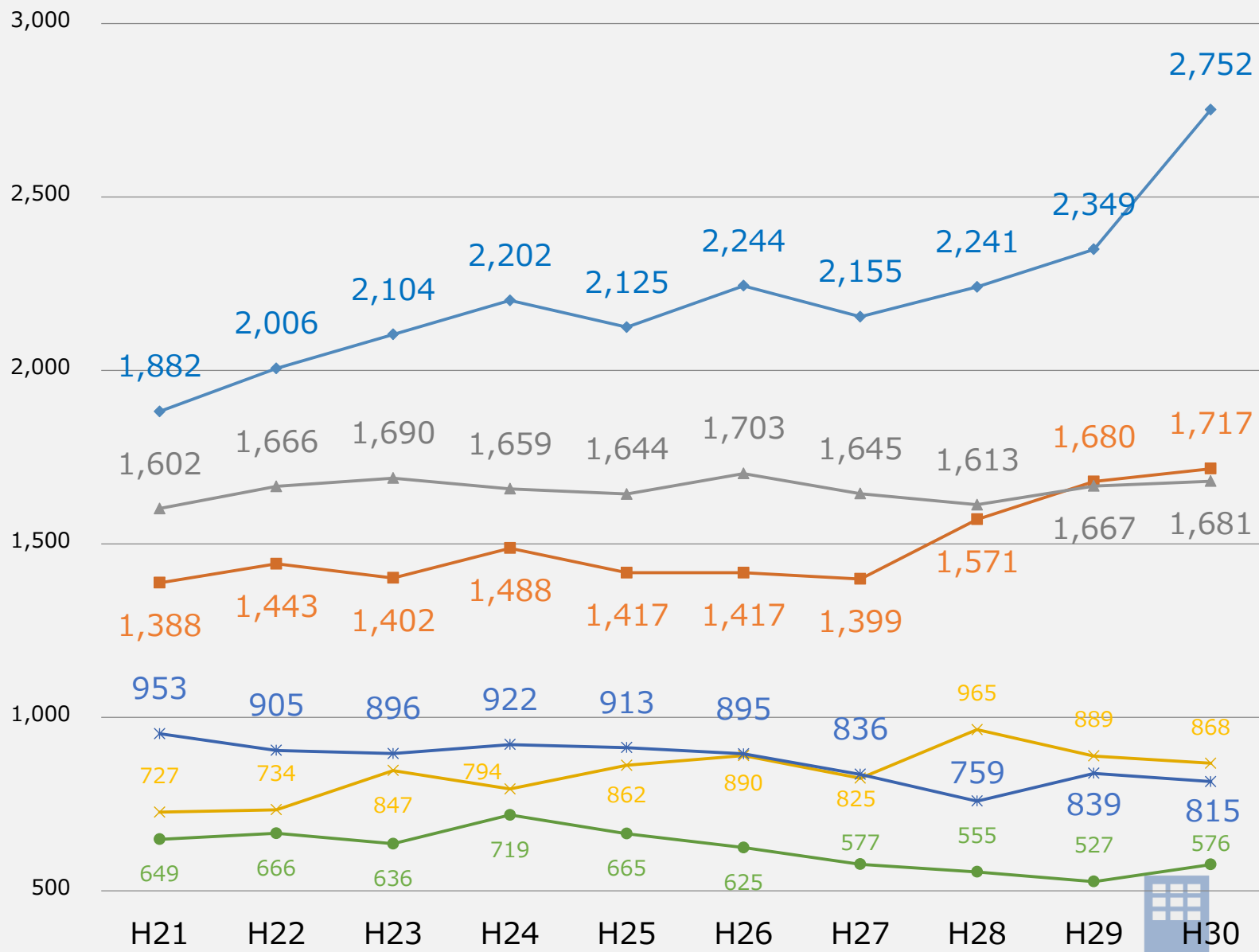
東京労働局管内の労働災害発生状況（死亡）

死亡



H30確定値
66 ▷ 63
(▲4.76%)



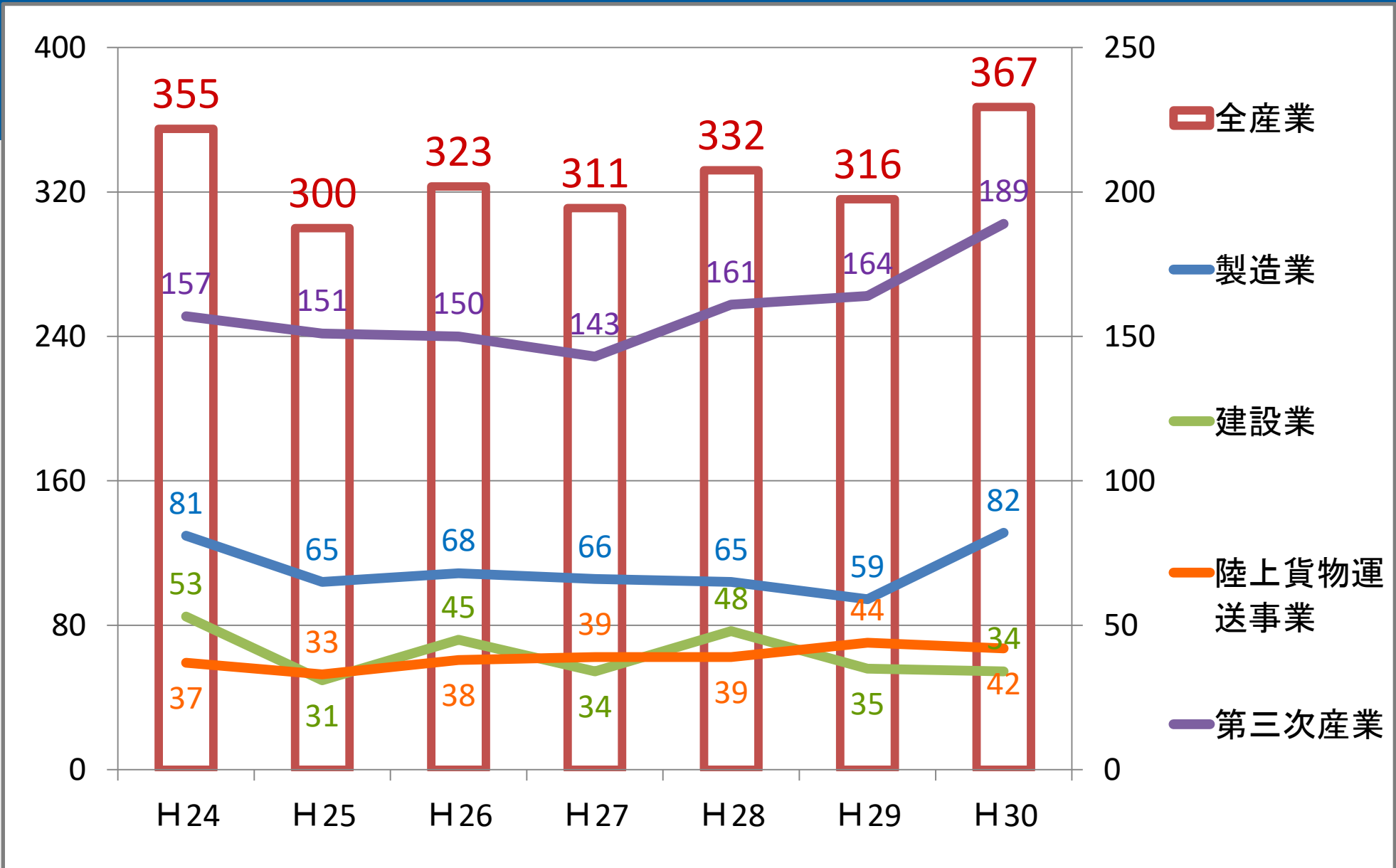


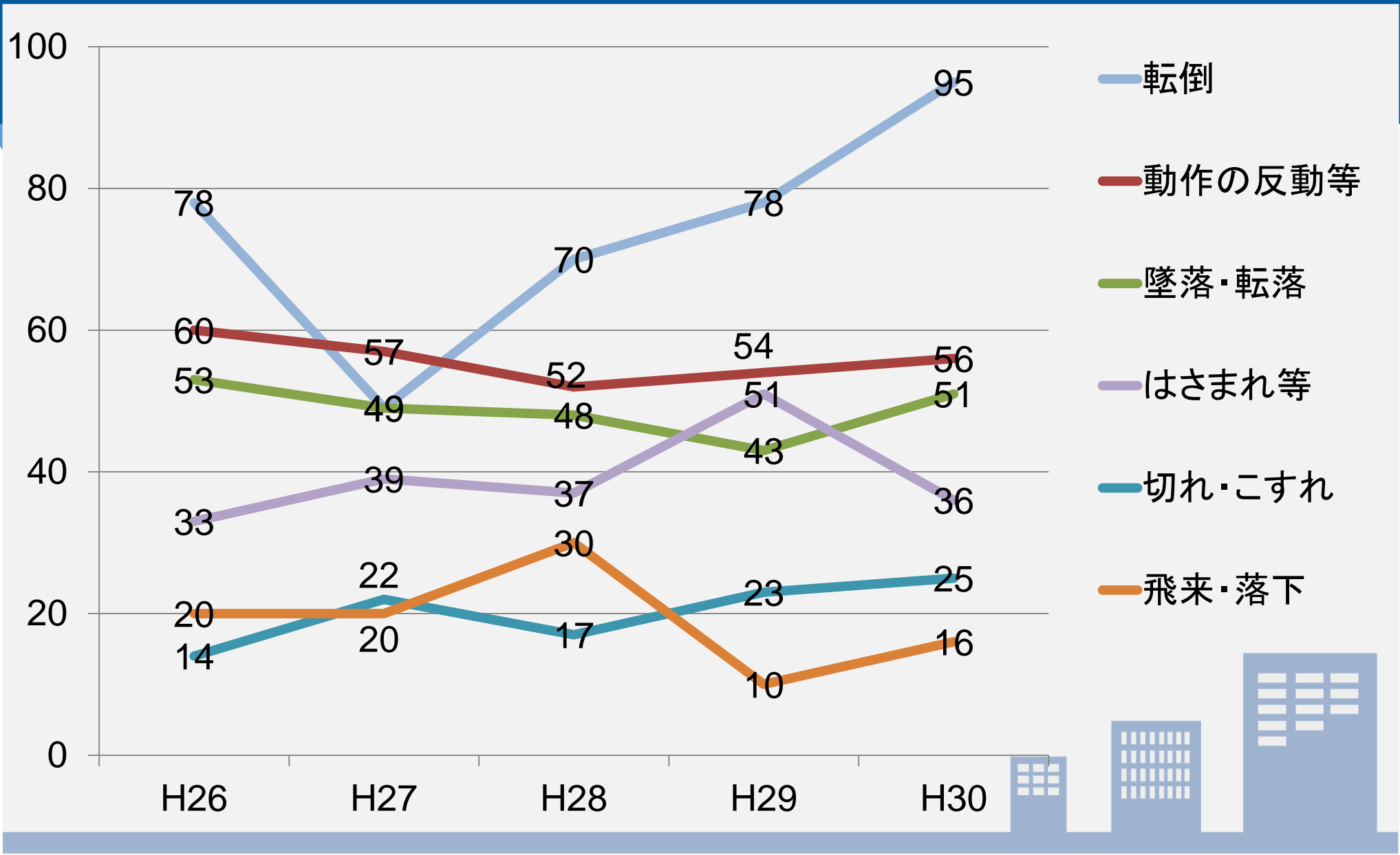
死傷災害 (休業4日以上)

- ◆ 転倒
- 動作の反動・無理な動作
- ▲ 墜落・転落
- ✕ 交通事故(道路)
- ✱ はさまれ・巻き込まれ
- 切れ・こすれ



業種別・死傷災害発生状況(H24-H30) [青梅]





平成30年青梅署管内労働災害発生状況

青梅署13次防目標値→

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
311	305	300	295	290

死傷 災害発生状況(確定値)	
現在	367 件
前年同期	316 件

死亡 災害発生状況(確定値)	
現在	1 件
前年同期	1 件

青梅署13次防(1年目)目標値	
死傷(4日以上) (前年比)	311 件以内 (-1.58%)
死亡	0 件以内

達成率(死傷) **367件/311件 超過**
(確定値) (18%)

達成率(死亡) **1件/0件 超過**
(確定値) (100%)

増減率(%) **16.1** %

増減率(%) **0.0** %

月別目標及び実績 (1年目)実績(月別速報値)→	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年実績(月別確定値)→	42	(30)72	(32)104	(29)133	(29)162	(23)185	(29)214	(30)244	(37)281	(37)318	(25)343	(24)367
署13次防(1年目)目標値(月別)→	26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	311

↑実績値の()内は当該月の数()外は累計、オレンジは目標値超、赤は前年確定値超、青は目標値以下

	全国	東京	()内 は死亡 者数
2018	127,329 (909)	10,486 (63)	
2017	120,460 (977)	9,837 (66)	
増減率	5.7	-7.0	6.6 -4.5

平成30年 死傷災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	* その建 設業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	* 小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	* 飲食店	清掃と 畜業	* ビルメ ン業	その他 の三次 産業	* 金融業	* 警備業	その他 (一次産 業)	署計
青梅	82	34	6	24	7	4	48	39	3	44	32	57	42	31	23	23	5	35		5	10	367
増減率(%)	39.0	-2.9	-64.7	60.0	133.3	33.3	4.3	-7.1	50.0	-13.7	-31.9	16.3	7.7	40.9	53.3	91.7	400.0	16.7	-100.0	25.0	0.0	16.1
全業種中の割合	22.3%	9.3%	1.6%	6.5%	1.9%	1.1%	13.1%	10.6%	0.8%	12.0%	8.7%	15.5%	11.4%	8.4%	6.3%	6.3%	1.4%	9.5%	0.0%	1.4%	2.7%	100.0%
	18.7%	11.1%	5.4%	4.7%	0.9%	0.9%	14.6%	13.3%	0.6%	16.1%	14.9%	15.5%	12.3%	7.0%	4.7%	3.8%	0.3%	9.5%	1.3%	1.3%	3.2%	100.0%

(注1) 上段は本年4月末日現在(確定値)
下段は前年同期(確定値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

平成31年 死亡災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	* その建 設業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	* 小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	* 飲食店	清掃と 畜業	* ビルメ ン業	その他 の三次 産業	* 金融業	* 警備業	その他 (鉱業、 農林業、 畜産、 水産業)	署計
青梅							1	1														1
全業種中の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 上段は本年4月末日現在(確定値)
下段は前年同期(確定値)

平成30年 事故の型別・死傷災害発生状況（確定値）

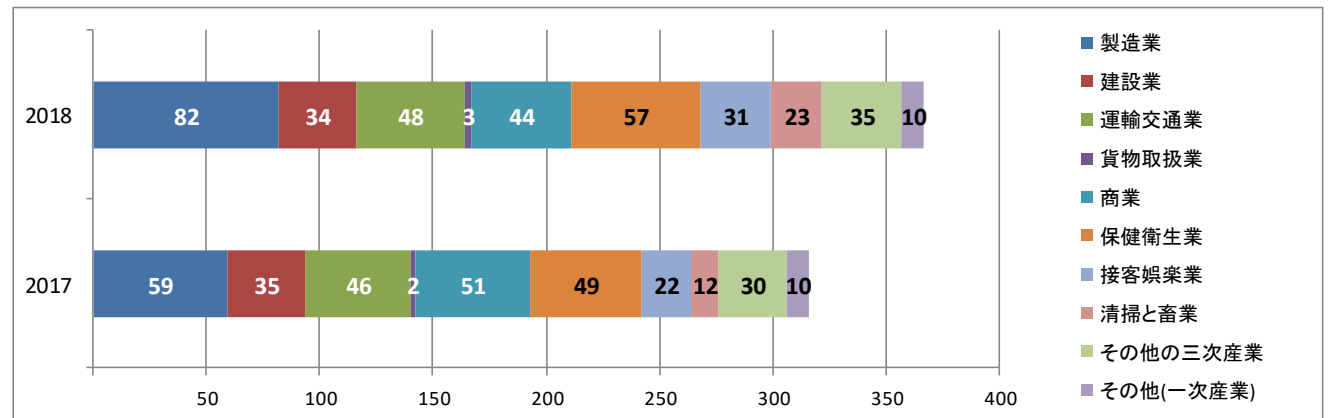
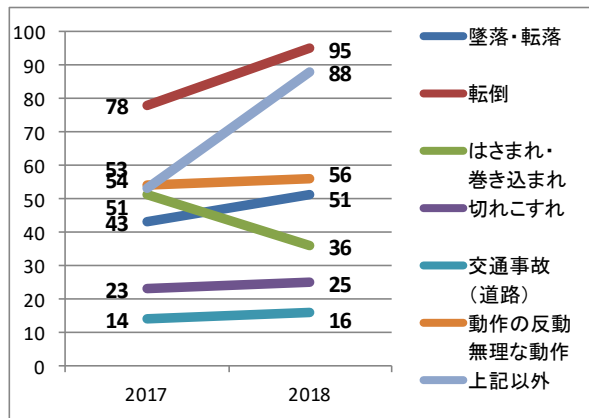
業種別・事故の型別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	* その他 の建設 業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	* 小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	* 飲食店	清掃と 畜業	* ビルメ ン業	その他 の三次 産業	* 金融業	* 警備業	その他 (一次産 業)	署計
	4	9	3	6	2		14	14	6	6	3	3	2	5	3	2	1	5			2	51
墜落・転落	8	9	1	5	1	3	11	11		5	3	4	3	5	3	2		5			2	51
増減率(%)	100.0	0.0	-66.7	-16.7	-50.0	300.0	-21.4	-21.4	-	-16.7	-50.0	33.3	50.0	500.0	300.0	-50.0	-100.0	400.0	-	-	0.0	18.6
転倒	21	9	1	8	2		13	11	1	7	6	21	12	8	6	5	2	9		4	1	95
増減率(%)	133.3	350.0	100.0	300.0	200.0	-	30.0	10.0	-50.0	-61.1	-64.7	40.0	0.0	0.0	0.0	150.0	200.0	-25.0	-100.0	100.0	100.0	21.8
はさまれ・ 巻き込まれ	21	5	1	3	1	1				3	2	1				2	1	3			1	36
増減率(%)	-16.0	-28.6	-50.0	50.0	0.0	-66.7	-100.0	-100.0	-	-57.1	-60.0	-66.7	-100.0	-	-	-33.3	100.0	200.0	-	-	-50.0	-29.4
切れこすれ	7	1		1	1		1	1		4	3			8	7			1			3	25
増減率(%)	16.7	-83.3	-100.0	-66.7	100.0	-	100.0	100.0	-	0.0	-25.0	-100.0	-100.0	800.0	700.0	-100.0	-	0.0	-	-	-25.0	8.7
交通事故 (道路)	1						4	2		3	3	4	4			1		3				16
増減率(%)	0.0	-100.0	-100.0	-	-	-	33.3	100.0	-	200.0	200.0	400.0	400.0	-	-	100.0	-	-50.0	-100.0	-100.0	-	14.3
動作の反動 無理な動作	9	1		1	1		7	4	2	11	6	14	11	2	1	4	2	6				56
増減率(%)	28.6	-50.0	-100.0	100.0	100.0	-	16.7	-20.0	200.0	10.0	-33.3	-6.7	-15.4	-71.4	-75.0	300.0	200.0	0.0	-	-	-	3.7
上記以外	15	9	3	6	1		12	10		11	9	13	12	8	6	9		8		1	3	88
	7	6	4	2			10	9		5	5	12	9	7	5	1		3	1	1	2	53

(注1) 上記表の上段は本年4月末日現在(確定値) 下段は前年同期(確定値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

※ 下記グラフの項目の「2018」は本年4月末日現在、(確定値) 「2017」は前年同期(確定値)



令和元(2019)年青梅署管内労働災害発生状況

青梅署13次防目標値→

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
311	305	300	295	290

死傷 災害発生状況(5月31日現在)

現在 99 件

前年同期 114 件

死亡 災害発生状況(5月31日現在)

現在 0 件

前年同期 0 件

青梅署13次防(2年目)目標値

死傷(4日以上) **305** 件以内
(前年比) (-16.89%)

死亡 **0** 件以内

増減率(%) **-13.2** %

増減率(%) **-** %

5月度 達成率(死傷) **99件/128件** 目標内
(速報値) **(-22.7%)**

達成率(死亡) **0件/0件** 目標内
(速報値) **(0%)**

月別目標及び実績 (2年目)実績(月別速報値)→	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年実績(月別確定値)→	31	(26)57	(21)78	(2)80								
署13次防(2年目)目標値(月別)→	42	(30)72	(32)104	(29)133	(29)162	(23)185	(29)214	(30)244	(37)281	(37)318	(25)343	(24)367
	26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	305

↑実績値の()内は当該月の数()外は累計、オレンジは目標値超、赤は前年確定値超、青は目標値以下↓

	全国	東京	()内
2019	37,656	(260) 2,816	(15) 死亡者数
2018	39,900	(266) 2,972	(11)
増減率	-5.6	-2.3	-5.2 36.4

令和元年 死傷災害発生状況 (令和元(2019)年5月末日現在)

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	* 其他 の建設 業	運輸交 通業	* 道 路貨 物運 送業	貨物取 扱業	商業	* 小 売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娯 楽業	* 飲 食店	清掃と 畜業	* ビル メ ン業	其他 の三次 産業	* 金 融業	* 警 備業	其他 (鉱業、 農林業、 畜産・ 水産業)	全産業
東京	190	367	61	252	27	54	504	300	47	482	373	264	207	252	199	263	175	424	20	95	23	2816
	194	344	52	246	24	46	576	295	33	507	368	266	205	271	214	242	172	525	37	91	14	2972
増減率(%)	-2.1	6.7	17.3	2.4	12.5	17.4	-12.5	1.7	42.4	-4.9	1.4	-0.8	1.0	-7.0	-7.0	8.7	1.7	-19.2	-45.9	4.4	64.3	-5.2
青梅	20	8	3	4	1	1	14	13	2	7	5	21	17	8	6	8		6		2	5	99
	34	9		8	2	1	16	13	1	20	16	14	9	7	5	2		8			3	114
増減率(%)	-41.2	-11.1	300.0	-50.0	-50.0	0.0	-12.5	0.0	100.0	-65.0	-68.8	50.0	88.9	14.3	20.0	300.0	-	-25.0	-	200.0	66.7	-13.2
全業種中の割合	20.2%	8.1%	3.0%	4.0%	1.0%	1.0%	14.1%	13.1%	2.0%	7.1%	5.1%	21.2%	17.2%	8.1%	6.1%	8.1%	0.0%	6.1%	0.0%	2.0%	5.1%	100.0%
	29.8%	7.9%	0.0%	7.0%	1.8%	0.9%	14.0%	11.4%	0.9%	17.5%	14.0%	12.3%	7.9%	6.1%	4.4%	1.8%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	2.6%	100.0%

(注1) 上段は本年5月末日現在(速報値)
下段は前年同期(速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

令和元年 死亡災害発生状況 (令和元(2019)年5月末日現在)

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	* 其他 の建設 業	運輸交 通業	* 道 路貨 物運 送業	貨物取 扱業	商業	* 小 売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娯 楽業	* 飲 食店	清掃と 畜業	* ビル メ ン業	其他 の三次 産業	* 金 融業	* 警 備業	其他 (鉱業、 農林業、 畜産・ 水産業)	署計
東京	1(0)	7(0)	3(0)	4(0)			1(0)		2(0)								4(0)	4(0)				15(0)
(()内は青梅)		3(0)		3(0)			2(0)	1(0)		1(0)							1(0)	1(0)		1(0)		11(0)
全業種中の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 上段は本年5月末日現在(速報値)
下段は前年同期(速報値)

令和元年 事故の型別・死傷災害発生状況 (令和元(2019)年5月末日現在)

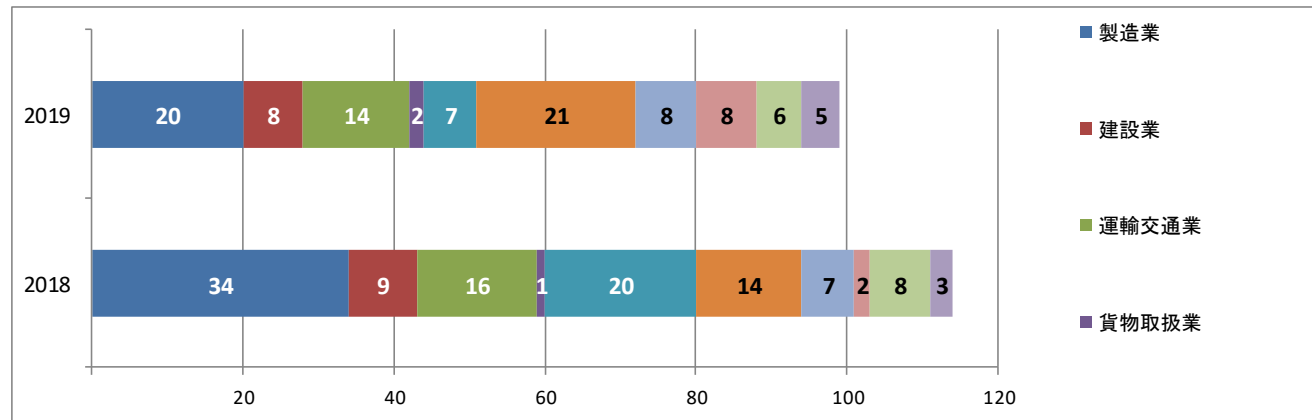
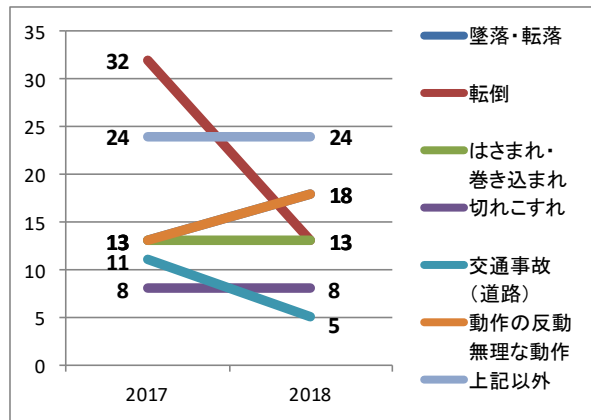
業種別・事故の型別

青梅労働基準監督署

事故の型別	業種別																			署計		
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業		* 警備業	その他(一次産業)
墜落・転落		3		2	1	1	7	7		1	1	3	2	1	1			1			2	18
増減率(%)	-100.0	50.0	-	0.0	0.0	100.0	75.0	75.0	-	100.0	100.0	300.0	200.0	0.0	0.0	-	-	0.0	-	-	100.0	38.5
転倒	2	2	1	1			1	1	1	2	2	1	1	2	1	1		1		1	13	
増減率(%)	-81.8	100.0	100.0	0.0	-	-	-75.0	-75.0	0.0	-33.3	-33.3	-88.9	-75.0	100.0	100.0	0.0	-	0.0	-	100.0	-	-59.4
はさまれ・巻き込まれ	6	1	1				2	1	1	1				1					1		13	
増減率(%)	-25.0	-66.7	100.0	-100.0	-100.0	-100.0	200.0	100.0	100.0	0.0	-100.0	-	-	100.0	-	-	-	0.0	-	-	-	0.0
切れこすれ	3	2	1	1												1					2	8
増減率(%)	50.0	200.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-100.0	-100.0	-	-	-100.0	-100.0	100.0	-	-	-	-	200.0	0.0
交通事故(道路)	1									1	1	1	1	2	2							5
増減率(%)	100.0	-	-	-	-	-	-100.0	-100.0	-	-66.7	-66.7	-50.0	-50.0	200.0	200.0	-100.0	-	-100.0	-	-	-	-54.5
動作の反動 無理な動作	3						2	2				8	7	1	1	2					2	18
増減率(%)	-25.0	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-100.0	-100.0	800.0	700.0	0.0	0.0	200.0	-	0.0	-	-	-	38.5
上記以外	5						2	2		2	1	8	6	1	1	4				1	1	24
増減率(%)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注1) 上記表の上段は本年5月末日現在(速報値) 下段は前年同期(速報値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(注3)の災害。

※ 下記グラフの項目の「2019」は本年5月末日現在、(速報値) 「2018」は前年同期(速報値)



第92回 全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成30年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、**休業4日以上**の**死傷災害**については、転倒災害の増加等により**3年連続**で、前年を**上回る**見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「**転倒**」や熱中症を中心とする「**高温・低温の物との接触**」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している**高年齢労働者対策**や、今後増加が見込まれる**外国人労働者対策**をはじめとする、**就業構造の変化及び働き方の多様化**に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、第92回全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に みんなで築こう PDCA ゼロ災職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等による**はさまれ・巻き込まれ等防止対策**の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(工) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実

(イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

(ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

(工) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

(オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

(ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施

(イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

(ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取

(工) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認

(オ) 熱中症予防に関する教育の実施

(カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請

(キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

安全衛生管理体制の確立

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動への取り組みが必要です。

効果的な安全衛生を行うには、経営トップが各級管理者の役割、権限などを明確することです。

①経営トップは安全衛生基本方針を表明しましょう

経営トップ自らの安全衛生に対する姿勢が事業場の安全衛生のレベルを決定します。経営トップは安全衛生基本方針を表明し、労働者へ周知しましょう。

②安全衛生に係る目標を設定し、計画を作成しましょう。

経営トップの安全衛生基本方針に基づいて、事業場における安全衛生に係る目標を設定し、目標の達成に向けた年間安全衛生計画を作成しましょう。(P26参照)

③安全衛生管理体制を確立しましょう。

労働安全衛生法では、業種、事業場規模などによって総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者などの選任を義務付けています。選任した場合は、その職務を明確にし、職務の遂行に必要な権限を与えましょう。

中小規模事業場の安全衛生管理の進め方

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり



労働安全衛生法の目的

労働安全衛生法(昭和57年法律第55号)第1条(目的)第1項は、労働者等の生命、健康及び財産の保護並びに労働生産性の向上を図ることを目的とする。第2項は、労働安全衛生の向上を図ることを目的とする。

(1)労働安全衛生法(2)労働安全衛生法(3)労働安全衛生法

東京労働局 労働基準部

例



策定日 平成 年 月 日
 揭示日 平成 年 月 日

安全衛生方針

当社は、『従業員の安全』は、『お客様の安全』の礎であるとの理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー

代表者 代表取締役 東京太郎

(自筆で署名しましょう)

業種 規模 (労働者数)	〈令2条1号の業種〉 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	〈令2条2号の業種〉 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	〈令2条3号の業種〉 その他の業種
1000人～			
300～999人			
100～299人			
50～99人			
10～49人			
1～9人			

※労働者には、常時使用するパート・アルバイト等及び派遣労働者を含みます。

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 「働き方改革」の実現に向けて > 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について

雇用・労働

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について

🔵 各種リーフレット

🔵 Q&A

🔵 通達

🔵 法律・政令・省令、告示、公示の条文等

🔵 様式


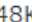
各種リーフレット

働き方改革

【パンフレット】



▶  [「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて」](#)  (2019/1掲載)[3,945KB]

【リーフレット】



▶  [「『働き方』が変わります!!」](#)  (2019/1掲載)[948KB]

時間外労働の上限規制



【パンフレット】

▶  [時間外労働の上限規制 わかりやすい解説](#)  (2018/12掲載)[3,365KB]

【リーフレット】

▶  [3.6 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針について](#)  (2018/9掲載)
[680KB]

▶  [3.6 協定記載例（一般条項）](#)  (2018/9掲載)[1,032KB]

▶  [3.6 協定記載例（特別条項）](#)  (2018/9掲載)[1,368KB]

🔵 政策について

🔵 分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▶ [子ども・子育て](#)

▶ [福祉・介護](#)



安衛法の改正点

- ① “労働時間の状況”の把握が必要となります
- ② 労働者の面接指導の要件等が変わります
- ③ 産業医・産業保健機能が強化されます
- ④ 法令等の周知の方法が追加されます
- ⑤ 心身の状態に関する情報（要配慮個人情報）の取扱い規程の作成について示されました

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

安全衛生関係リーフレット等一覧

分類	題名	作成年月日
リーフレット	「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます【PDF形式・1.688KB】 NEW	平成31年3月
資料・教材	事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き【PDF：6.161KB】 NEW	平成31年3月
資料・教材	産業保健活動をチームで進めるための実践的事例集～産業保健チームを効果的に活用しましょう！～【PDF：2.533KB】 NEW	平成31年3月

働き方改革関連法により
2019年4月1日から
「産業医・産業保健機能」と
「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます

Part1 産業医・産業保健機能の強化

Chapter1 産業医の活動環境の整備

Section1 産業医の独立性・中立性の強化

Part2 長時間労働者に対する面接指導等

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業場における労働者の健康情報等の
取扱規程を策定するための手引き

2019年3月
厚生労働省

産業保健活動をチームで
進めるための実践的事例集

～産業保健チームを効果的に
活用しましょう！～

2019年3月
厚生労働省

安全衛生関係リーフレット **検索**



事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたもの

事業者が、安衛法に基づき実施する健康診断等の「健康確保措置」や「ストレスチェック等の情報」については、そのほとんどが個人情報保護法に規定する「要配慮個人情報」に該当する情報である。

事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程（以下「取扱規程」）を策定すること（策定したときは下記※により周知すること）

事業者

※ 規程等により定め、当該文書を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける、イントラネットに掲載を行う等の方法により周知すること。

委員会

事業場ごとに衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）を活用して労使関与の下で、その内容を検討して定めること。

「取扱規程」を策定するにあたっては、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を参考に、次頁の表の事項にかかる取扱を定める規程を作成すること。

全文はここから取得してください



【抜粋】

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する 指針

心身の状態の情報の分類	左欄の分類に該当する心身の状態の情報の例	心身の状態の情報の取扱いの原則
① 労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報	(a)健康診断の受診・未受診の情報 (b)長時間労働者による面接指導の申出の有無 (c)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無 (d)健康診断の事後措置について医師から聴取した意見 (e)長時間労働者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見 (f)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見	全ての情報をその取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、事業者等が取り扱う必要がある。ただし、それらに付随する健康診断の結果等の心身の状態の情報については、②の取扱いの原則に従って取り扱う必要がある。
② 労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報	(a)健康診断の結果(法定の項目) (b)健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものに限る。) (c)長時間労働者に対する面接指導の結果 (d)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果	事業者等は、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、取り扱うことが適切である。そのため、事業場の状況に応じて、情報を取り扱う者を制限する・情報を加工する等、事業者等の内部における適切な取扱いを取扱規程に定め、また、当該取扱いの目的及び方法等について労働者が十分に認識できるよう、丁寧な説明を行う等の当該取扱いに対する労働者の納得性を高める措置を講じた上で、取扱規程を運用する必要がある。
③ 労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報	(a)健康診断の結果(法定外項目) (b)保健指導の結果 (c)健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものを除く。) (d)健康診断の精密検査の結果 (e)健康相談の結果 (f)がん検診の結果 (g)職場復帰のための面接指導の結果 (h)治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書 (i)通院状況等疾病管理のための情報	個人情報保護に関する法律に基づく適切な取扱いを確保するため、事業場ごとの取扱規程に則った対応を講じる必要がある。

「災害ゼロ」から「危険ゼロ」へ 自主的な活動による安全衛生水準の向上を図りましょう

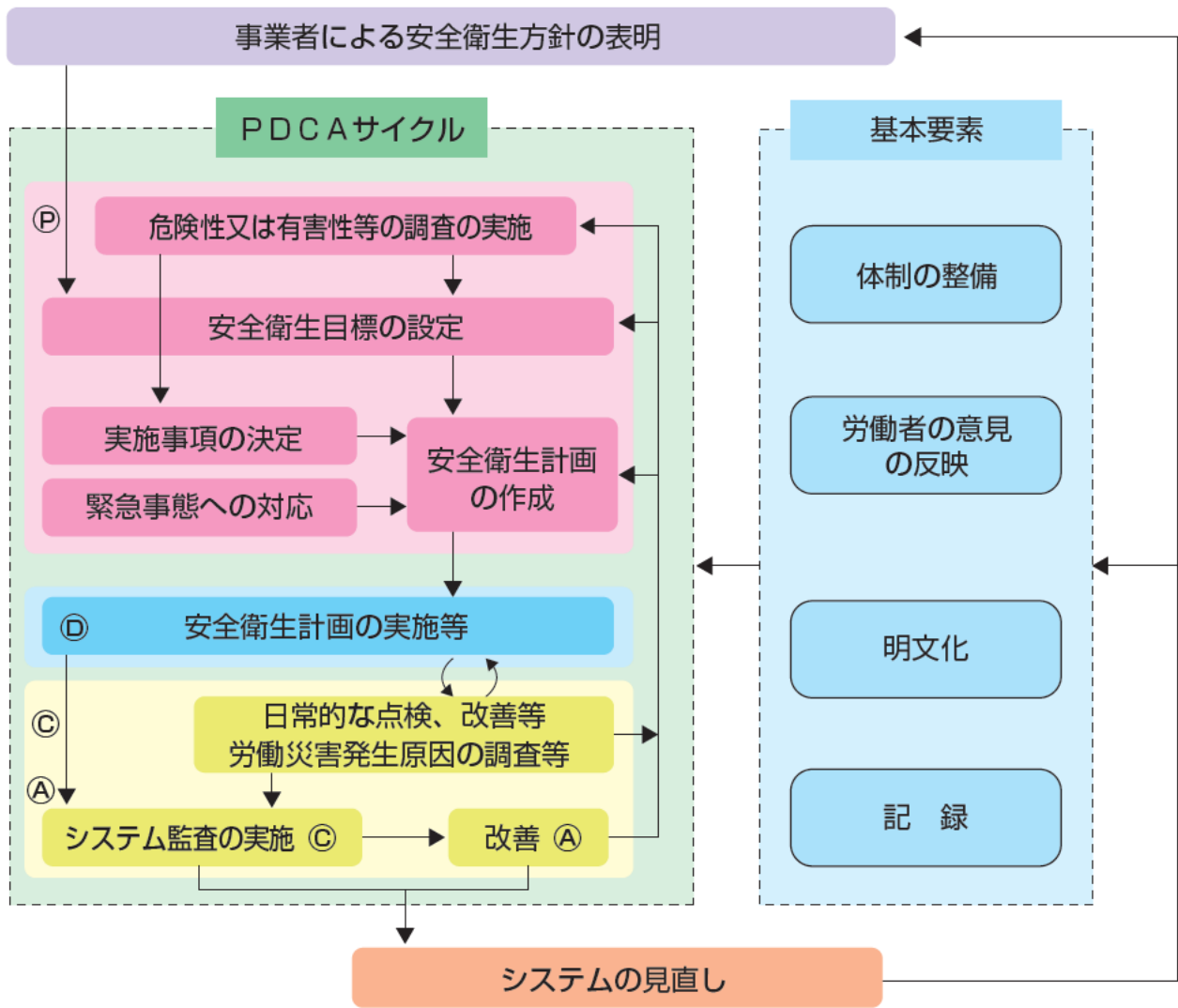
労働安全衛生マネジメントシステムとは、安全衛生水準の向上を図るため、事業場において職場の危険有害要因を合理的かつ体系的に減少させ、組織的に継続して安全衛生管理を実施するため、事業者が労働者の協力のもとに「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Act）」一連の過程を定め、取り組むことです。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の概要

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（改正 平成18年3月10日付け厚生労働省告示第113号）」

- ①安全衛生方針を表明する。
- ②機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定し、それを除去又は低減するための実施事項を特定する。
- ③安全衛生方針に基づき、安全衛生目標を設定する。
- ④②の実施事項と③の安全衛生目標等に基づき、安全衛生計画を作成する。
- ⑤安全衛生計画を実施及び運用する。
- ⑥安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を行う。
- ⑦定期的に労働安全衛生マネジメントシステムについて監査や見直しを行い改善する。
- ⑧②～⑦を繰り返して、継続的に実施する（PDCAサイクル）。

労働安全衛生MSの流れ図



①PDCAサイクルによる安全衛生水準の向上
 計画 (Plan) →実施 (Do) →評価 (Check) →改善 (Act) という連続的な活動の実施によって、安全衛生水準を向上させることができます。

②安全衛生のノウハウの継承
 関係者の役割、責任、権限などを手順化、文書化することにより明確にし、安全衛生のノウハウを適切に継承することができます。

③潜在的危険性の低減
 機械、設備、化学物質等の危険または有害要因が取り除かれ、労働災害疾病の潜在的な危険性・有害性を低減させる、ことができます。

労働安全衛生法に基づく教育

1	雇入れ時の安全衛生教育	安衛法第59条1項、規則35条
2	作業変更時の安全衛生教育	安衛法第59条2項、規則35条
3	特別教育*	安衛法第59条3項、規則36条
4	職長教育	安衛法第60条、施行令19条、規則40条
5	危険又は有害業務従事者の安全衛生教育	安衛法第60条の2、規則40条の2
6	労働災害防止従事者の能力向上教育	安衛法第19条の2、規則24条
7	健康教育	安衛法第69条
8	労働災害防止業務従事者講習	安衛法第99条の2

メンタルヘルス
にかかると教育
も忘れずに！

* 事業者が行う特別教育について

- ①特別教育の細目は、厚生労働大臣が定める「安全衛生特別教育規程」（改正 厚生労働省告示第363号）に基づいて実施すること（労働安全衛生規則第39条）。
- ②特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存すること（労働安全衛生規則第38条）。

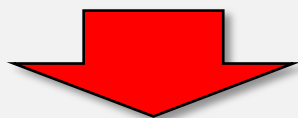
労働安全衛生法では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、一定の資格（免許を受けた者や技能講習を修了した者）を有するものでなければ就業させてはならないことになっています（安全衛生法第61条第1項）。

* 就業制限に係る業務は労働安全衛生法施行令第20条に定められています。

安全作業マニュアルの遵守状況の確認などについて

- 基本的な安全管理の取組が徹底されていないことにより死亡に至った災害が散見されます。

災害事例	基本的な安全管理の取組
配達先のスーパーマーケットで、荷受け口付近にトラックを止め、荷台に乗って荷おろし作業を行っていたところ、勾配によりトラックが後方に動き出したため、トラックの後方から制止しようとしたが、トラックに轢かれたもの。	パーキングブレーキの使用等の逸走防止措置を講じること。
加工機のシリンダーロールを停止せずに、シリンダーロールの表面の調整を行おうとしたところ、シリンダーロールとゴムロールの間に腕を巻き込まれたもの。	調整作業の際に、シリンダーロールを停止させること。
河川の測量作業を行っており、作業を終了して岸へ引き返す際、滑って全身が水中に沈み、溺れたもの。ライフジャケットは備えてあったが、未着用であった。	ライフジャケットを着用すること。
溝掘削内の側壁にブレーカー等を使用して穴を掘っていたところ、反対側の側壁が崩れ、全身が土砂に埋もれたもの。	土止め支保工を設置すること。



- 各事業場で整備している安全作業マニュアルについて、労働者への教育や、掲示等による見える化、朝礼・ミーティング、安全パトロールなどを通じて、労働者への周知をお願いします。
- 安全作業マニュアルの遵守状況の確認をお願いします。

1 業種別の労働災害防止対策等について

(1) 建設業における留意事項について

災害の発生状況を見ると、**基本的な安全対策が不十分**なことにより、災害につながっているものが多く見られるところです。改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図るようお願いいたします。

(ア) 「**屋根・はり等**」から、「**足場**」から、「**開口部**」からの**墜落・転落災害**が多いことから、**墜落転落防止対策**（作業床や手すりの設置又は安全帯（墜落制止用器具に係る法令改正等について留意）の使用など）の徹底を行うこと。

※ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条、第519条、第524条、第563条、第564条、第567条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、**足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱**に基づく対策を実施すること。

① 墜落制止用器具の使用が必要な場所においては確実に墜落制止用器具を使用するとともに、墜落制止用器具の取り付け設備についても確実なものを設置すること。また、墜落制止用器具の使用徹底に係るスローガン「**落ちない設備 落とすな命 ルールを守って墜落ゼロ ～高所では墜落制止用器具を使おう～**」を掲げ、墜落制止用器具の使用徹底についての機運を高めるよう意識付けを行うこと。

② はしご、脚立、伸び馬による災害が多いことから、「**はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!**」リーフレットを活用し、正しい使用方法について周知すること。

③ トラック荷台上での墜落等の災害防止のため、現場内での荷卸し等について昇降設備や墜落制止用器具の取り付け設備の設置等の措置を元請事業者において検討すること。

④ の普及促進を図ること。

(イ) 崩壊・倒壊災害において、**土砂崩壊に関連する災害が約半数を占める**ことから、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた**適切なこう配による掘削の実施**又は土止め支保工の設置を徹底すること。

(ウ) はさまれ・巻き込まれ災害においては、ほぼ全てにおいて、**車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物**としており、これらが輻輳して作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害（逸走したことによるものも含む）が多いことから、**車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底**すること。

(エ) 飛来・落下災害においては、**移動式クレーン、ウインチ等による荷の運搬作業時に荷が落下**することによる災害が約半数を占めていることから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷の下への立入禁止措置を徹底すること。

(2) 製造業における留意事項

(ア) 死傷災害の約4分の1を機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害が占めていることを踏まえ、機械等による災害等が発生した機械等のもとより、はさまれ・巻き込まれ災害を発生するおそれのある機械等に対して、**リスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実施**を図ること。

なお、リスクアセスメントの実施にあたっては、必要に応じ、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の個別支援や集団支援の活用を図ること。

また、以下のような災害がみられることから、下記①～②に重点を置いて取組を行うこと。

- ・ **軍手を着用してボール盤を用いた作業を行い**,ドリルないし切屑に軍手が巻き込まれ、指を切断又は骨折したものの
- ・ **機械を停止せずに清掃**を行おうとして手指を切断したものの
- ・ プレス機の**安全装置を無効としていたもの**、又は安全装置の**有効範囲外から手指を差し入れて**指を切断したものの

① ボール盤、フライス盤、中ぐり盤等の回転する刃物による作業についての手袋の使用禁止を徹底すること。

(労働安全衛生規則第111条)

② 機械を使用する事業場に対する指導を行う際には、清掃時における機械の停止を徹底すること。

(労働安全衛生規則第107条及び108条)

(イ) 近年、**施設の老朽化等を原因**とする墜落などの労働災害も発生していることから、製造業のうち大規模な設備を有する事業場においては、**経年設備の劣化状況の調査結果をまとめたリーフレット**等を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等を実施すること。

(ウ) 上記の対策の実施にあたっては、経済産業省、中央労働災害防止協会及び当省が連携して設立された「**製造業安全対策官民協議会**」が公表したリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの有効性等に関する分析結果やリスクアセスメントの共通手法等の活用を図ること。

(3) 林業における留意事項

(ア) 現在、依然として、激突されといった伐木作業に係る死亡災害が多く発生しており、今後、伐木作業が本格化する時期を迎えることから、**伐木ガイドライン等**に留意の上作業を行うこと。

(イ) **労働安全衛生規則改正**により、伐木作業等の安全対策を強化する予定であることから、追って通知する予定の改正内容に留意すること。

(4) 陸上貨物運送事業における留意事項

労働災害の多くは荷主先等での荷役作業中に発生しており、荷主、配送先、元請事業者等と連携して安全対策に取り組めるよう、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの策定について」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づく対策を徹底すること。

なお、転倒については下記2（1）を、腰痛については、下記2（2）を踏まえた対策の徹底を図ること。

陸上貨物運送事業においては、荷主となる製造業、建設業、小売業等の事業者に対し、荷役ガイドラインに基づく荷主等としての取組の必要性を認識いただくため、「荷役5大災害防止対策チェックリスト」（荷主、配送先、元請事業者等用）等を活用し、荷役作業場所の安全確認等を要請すること。

各労働災害防止団体等の実施する年末・年始、年度末等の無災害運動等の活動を通じ交通労働災害防止ガイドラインにおける安全衛生活動を推進すること。

ハイヤー・タクシー業について、交通労働災害の死傷者数が前年と比べ大幅に増加していることから、企業全体（傘下の事業場も含め）における交通労働災害防止のための自主点検を実施するなどの取組を行うこと。

頭上注意



当 心 头 顶

CHÚ Ý TRÊN ĐẦU

Ingatan ang ulo!

足もと注意



注 意 脚 下

CHÚ Ý DƯỚI CHÂN

Ingatan ang hakbang!

開口部注意



当 心 开 口 处

CHÚ Ý HỔ SÂU

Mag-ingat sa bukas na gilid at butas na lugar!

感電注意



当 心 触 电

CHÚ Ý ĐIỆN GIẬT

Mag-ingat! Electric hazard!

保護帽着用



戴 好 安 全 帽

ĐỘI MŨ BẢO HIỂM

Isuot ang helmet para sa proteksyon

【標識・掲示例】建設業労働災害防止協会東京支部 安全指導者 伊原廣和氏 作成

外国人労働者（外国人技能実習制度、外国人建設就労者、外国人造船就労者及び製造業外国従業員受入事業で受け入れられた外国人労働者等）を雇用する事業場については「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（H19.8.3厚労省告示第276号）に示す安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示等について留意すること。

厚生労働省ホームページ

職場の安全サイト内

「見える」安全活動コンクールの【優良な活動事例】

よりダウンロードできます。

「見える」安全活動コンクール

検索



(5) その他の業種（第三次産業等）

ア 小売業における留意事項

「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。

（平成30年3月30日付け基安発0330 第3号「第13 次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」）

厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例を紹介しているので、参考にすること。

転倒については下記2（1）、腰痛については下記2（2）を踏まえた対策の徹底を図ること。

新聞販売業については、交通事故については下記2（4）を踏まえた対策の徹底を図ること。また、新聞販売業で多いバイク事故の防止対策として、ヘルメット及び再帰性反射材等を使用した高視認性のベストの適切な着用や、早朝・夕方のライトの点灯の徹底を図ること。なお、高視認性のベストの選定に当たっては、JIS T 8127（高視認性安全服）に留意することが望ましいこと。

イ 社会福祉施設における留意事項

転倒災害については下記2（1）、腰痛については下記2（2）を踏まえた対策の徹底を図ること。また、社会福祉施設における事業者・介護従事者を対象に、腰痛予防講習会を全国で開催しているので、関係事業場においては積極的に参加すること。

ウ 飲食店における留意事項

調理中などの労働災害を防止するため、飲食店の労働災害防止マニュアルを参考にするとともに、「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置の促進、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。

厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例が掲載されているので、参考にすること。

転倒については下記2（1）、腰痛については下記2（2）を踏まえた対策の徹底を図ること。

エ 通信業における留意事項

通信業においては郵便配達中の労働災害が大多数を占めるため、交通事故については下記2（4）、転倒については下記2（1）、腰痛については下記2（2）を踏まえた対策の徹底を図ること。

2 業種横断的な対策について

(1) 転倒の防止の留意点

ア 冬季（積雪や凍結による転倒災害が多い時期）での対策

転倒災害は**冬季に積雪等により多く発生**する傾向があるため、特に積雪の多い都道府県においては、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とともに、転びにくい歩き方の励行など、**転倒防止対策**等を徹底すること。

イ 高年齢労働者対策

転倒災害は**高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災**する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成30年6月に中央労働災害防止協会が発行した「**エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～**」等、高年齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとまったテキスト等を活用すること。

(2) 腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の**動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向**にある。特に、経験年数3年未満の労働者の占める割合が高く、また、40歳以上の労働者においては休業見込みが6か月以上の重篤な災害が多発している。このことに鑑み、平成25年基発0618第1号「**職場における腰痛予防対策の推進について**」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の労働衛生教育や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

(3) 酸素欠乏症等の防止

死亡者数が前年と比べ増加している。特に製造業や清掃・と畜業においては、平成10年12月22日付け基安発第34号「**酸素欠乏症等防止対策の徹底について**」により救助する者に呼吸器等を確実に使用させる等による二次災害防止対策を徹底すること、事業場における酸素欠乏危険場所の把握・表示と労働者への周知、酸素欠乏の危険性等について教育を徹底すること等必要な酸素欠乏症防止対策を実施すること。

(4) 交通労働災害対策

交通事故（道路）の平成30年（確定）の休業4日以上死傷者数は、7,889人であり、**前年比で0.05%増加**している。（死亡災害は169人、前年比15.5%減少）

交通労働災害防止対策として、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」（平成30年6月1日改正）に基づく措置を徹底すること。

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！ ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



**施行
期日**

施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。(以下を除く)
特別教育は2020(令和2)年8月1日、修羅集材等・木馬運材及び雪そり
運材の規定廃止は公布日：平成31年2月12日です

墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

○ 墜落制止用器具(安全帯)に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いて行っていた作業については、墜落制止用器具(一本つりのハーネス型等)を用いることが義務付けられました。【参照：墜落制止用器具リーフレット】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

○ ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合(フックがかけられない場合など)には、**墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用**などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

(安衛則、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)の改正)

2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
(安衛則の改正)

- (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
- (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
- (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
- (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

伐木作業等の労働災害防止 検索 ご確認ください。

詳しい情報は →

1. 特別教育(安衛則第36条、特別教育規程第10条)関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。また、統合後の特別教育の時間数を増やします。
既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

(※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者

- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
- ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
- ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(*2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(平成32年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

(※1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)
(※2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講するべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
I 伐木等作業に関する知識					
伐倒の合図 退避の方法 伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理 造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用		4時間	1時間	1時間	2時間
II チェーンソーに関する知識					
チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法		2時間		2時間	
III 振動障害及びその予防に関する知識					
振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置		2時間		2時間	
IV 関係法令					
安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項		1時間	1時間	1時間	1時間
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
V 伐木等の方法					
造材の方法 伐木の方法 かかり木の処理の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用		5時間	30分間	30分間	2時間
VI チェーンソーの操作					
基本操作 応用操作		2時間		2時間	
VII チェーンソーの点検及び整備					
チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法		2時間		2時間	

（1）重点取組期間に実施する事項

- ① 2月の実施事項
 - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- ② 6月の実施事項
 - ア 職場巡視等による転倒災害防止対策の実施状況の確認

（2）一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4 s（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

（3）冬期における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

転倒の危険をチエックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックスheet	
チェック項目	
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その剥離取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8 ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

動画で見られる資料「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」を掲載しました

「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」（動画）



厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上の死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、上記にある「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

また、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」には、皆様の安全活動をサポートする転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しています。

転倒や腰痛は、日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめていますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。

掲載先「職場のあんぜんサイト 転倒 視聴覚教材」で検索

アドレスは下記、QRコードは右

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyozai.html>

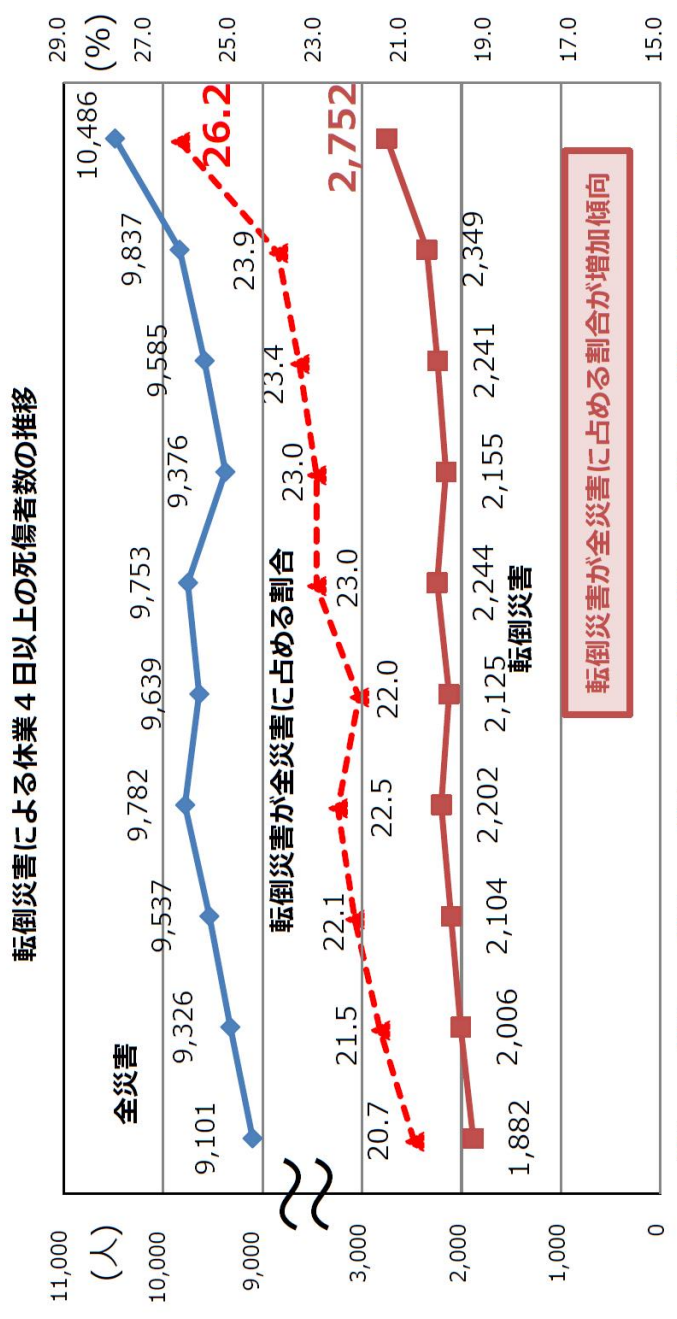


転

職場の転倒災害を防ぎましょう！ STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

- 転倒災害は、労働災害全体の4分の1を占めており、増加傾向にあります。特に、被災者の約6割が50歳以上となっており、高齢になるほど転倒するリスクが上がります。
- 第三次産業全体では転倒災害が3割を超え、ビルメンテナンス業では4割を超えています。
- 職場における転倒災害を防止するため、裏面のチェックリストを活用した職場の点検や動画を活用した教育を行い、職場環境の改善を図りましょう。

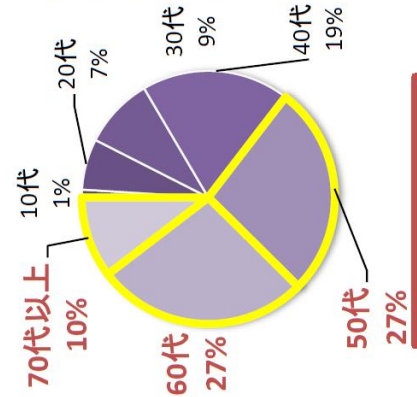
都内の転倒災害発生状況



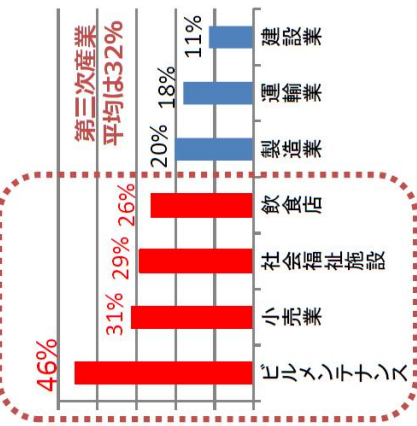
主な原因は「滑り」や「つまずき」



年齢別の転倒災害発生状況 (平成30年、休業4日以上)



業種別の転倒災害発生状況 (平成30年、休業4日以上)

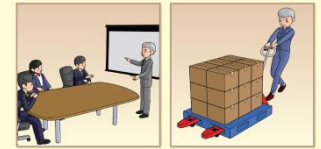


加齢に伴う心身機能の変化 東京労働局ホームページ

「高齢化労働者の安全と健康」



高齢労働者の安全と健康



Safe work
TOKYO

東京労働局労働基準部
東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jite.mhlw.go.jp/>

1 労働と「加齢」及び「心身機能」との関連

- ①生理的機能（特に感覚機能、平衡機能）は、早い時期から低下が始まります。
- ②筋力の低下は、脚力で始まり、体の上方へ向かい手の指先へと進みます。
- ③訓練によって得た能力（知識・技能）は、長時間使用するほど維持できます。
- ④経験と技能の蓄積は、熟練を構成し、より高度で複合的な作業能力を生みます。
- ⑤中高年期以降は、心身機能の個人差が拡大します。

2 加齢に伴う心身機能の変化と労働災害

高齢者の労働災害防止対策を策定する場合、加齢に伴う心身機能の変化を十分に考慮する必要があり、また、現実の作業場面では、労働者本人が加齢に伴う心身機能の変化を常に自覚していないため、結果として無理な行動につながりやすくなるということもあります。

高年齢労働者への配慮

・高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアルの活用

高年齢労働者に配慮した作業負担管理状況チェックリスト

A：就労条件への配慮

チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできていない	わからない	自職場は該当なし	高年齢労働者に配慮した職場改善事項
① あらかじめ作業標準などで作業内容を具体的に指示し、作業者本人が事前に作業を計画できる	どんな作業をするのか、あらかじめ具体的にわかりやすく示し、作業にかかる前に自分で計画を立てて仕事に取りかかれるようにしていますか。	1	2	3	4	5			①反応型の作業ではなく、事前に計画がたてられる作業にする。 ②作業内容を明確にし、できる限り具体的に指示する。
② 適度な休憩時間を置いている	疲労感、行っている作業だけではなく、休憩の間隔や長さによっても大きく変わります。適度な休憩を取れるようにしていますか。	1	2	3	4	5			○注意の集中が必要な作業の継続時間はより短時間とする。
③ 作業から離れて休憩できるスペースを設けている	疲労感の軽減のために、作業を離れて快適に休憩できる十分な広さのスペースがありますか。	1	2	3	4	5			○作業から離れて休憩できるスペースを設ける。
④ 夜勤(22時から5時の勤務)はなくしているか、やむを得ず夜勤をさせる場合には夜勤形態や休日に配慮している	加齢とともに、昼から夜、あるいは夜から昼といった勤務シフトの変更に体を慣らしていくことが難しくなります。夜勤について十分な配慮をしていますか。	1	2	3	4	5			○交代勤務の場合は夜勤から次のシフトに変わる間の休日を長めにする。
⑤ 半日休暇、早退制度などの自由度の高い就業制度を実施している	加齢とともに、高血圧や高脂血症など、何らかの疾患を持つ人が増え、定期的に病院に行くことも多くなります。このための時間を取りやすくしていますか。	1	2	3	4	5			○半日休暇、早退などの自由度の高い休暇制度を実施する。

B：作業者への配慮

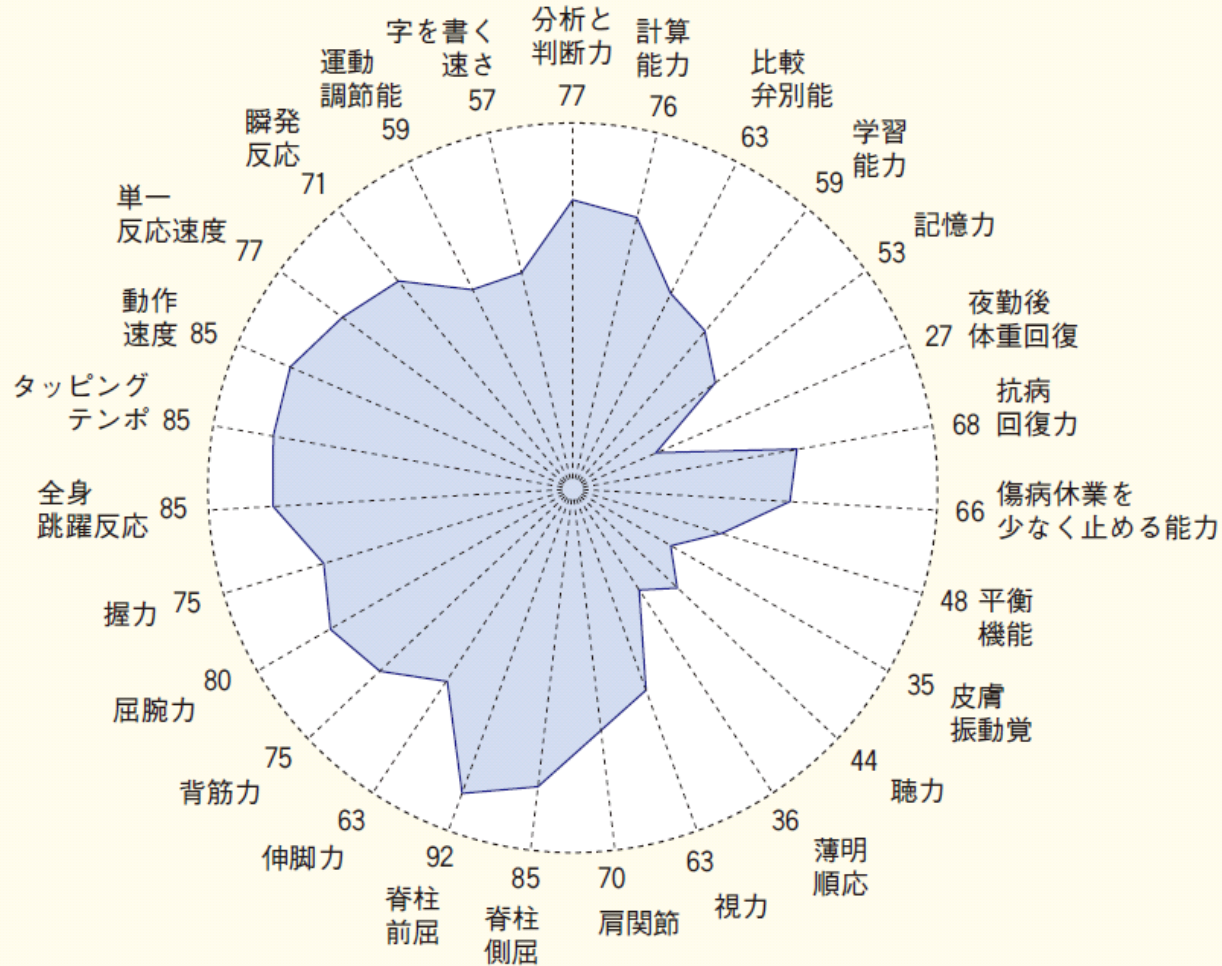
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできていない	わからない	自職場は該当なし	高年齢労働者に配慮した職場改善事項
① 年齢・個人差を配慮して仕事の内容・強度・時間等を調整している	筋力や運動能力は年齢に従って低下し、個人差も大きくなります。年齢だけでなく、個人の特徴を把握して作業内容や作業時間などの調整を行っていますか。	1	2	3	4	5			①配置に当たって経験を配慮する。 ②反応型の作業ではなく、事前に計画がたてられる作業にする。
② 職場配置に当たっては、本人の意向を反映させている	高齢という理由で職務適性を判断することなく、本人の意向、経験などをふまえて職場配置を行っていますか。	1	2	3	4	5			○本人の意向、経験等を聞き、これに基づいて職務適性を判断する。
③ 作業者本人が仕事の量や達成度を確認できるようにしている	高年齢者は若年者に比べて、仕事の量や内容の急な変更に対応しにくいことが知られています。作業の進み具合等が確認できるようにしていますか。	1	2	3	4	5			○高年齢労働者が自分たちのペースで作業できるように設計する。
④ 作業者からのヒアリングの機会を積極的に設けている	仕事の内容や権限を把握しておくとともに、年長者としての立場を尊重し、不公平感、不安感を避けるために、ヒアリングの機会を設けていますか。	1	2	3	4	5			○職制と責任を明確化し、技能評価結果を明示する。

※各チェック項目の点数が1～3の場合は、関連する「高年齢労働者に配慮した職場環境改善事項」を参考にして職場の改善対策に取り組んでください。



加齢と心身機能水準

20～24歳ないし最高期を基準としてみた55歳～59歳年齢者の各機能水準の相対関係（％）



(斉藤一、遠藤幸男：高齢者の労働能力 (労働科学業書 53) 労働科学研究所 1980 より)

小売業、社会福祉施設、飲食店等の 第三次産業における労働災害防止対策

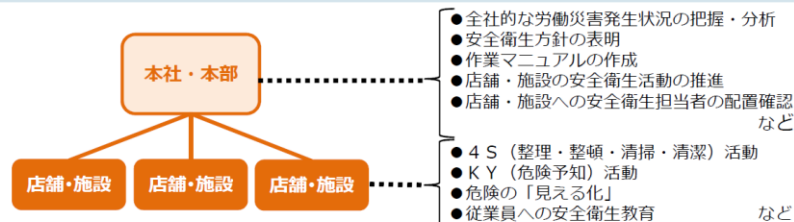
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上の死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など

4. 「働く人の安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」始まる

労働災害発生件数が減少傾向にある中で、第三次産業、特に小売業、社会福祉施設、飲食店において、転倒、腰痛、墜落・転落、切れ・こすれ、やけどなどの災害が多発しています。

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、12次防の最終年度に向けた取り組みとして、これらの業種において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

同運動を進める主な取組事項は以下のとおりです。

- ① 経営トップによる安全衛生方針の表明
掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知する。
- ② 4S活動
「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を日常的な活動として行う。
- ③ KY活動
業務を開始する前に職場で「どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」を実行する。
- ④ 危険の「見える化」
職場の危険を可視化し、従業員全員で共有する。KY活動で見つけた危険のポイントにステッカーを貼りつけ注意を喚起するなど。
- ⑤ 安全教育・研修
朝礼など皆が集まる機会に教育・研修を行うなど。初めて職務に就く従業員には雇入れ時安全教育を行う必要がある。
- ⑥ 安全意識の啓発
安全活動は経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣社員など雇用形態にかかわらず、全員参加により進める。朝礼などの場を活用して安全意識を高める。
- ⑦ 安全推進者の配置

店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育、啓発の推進などの旗振り役を担わせる。

※参照：「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」（平成28年3月26日 基発0328第6号）



エイジアクション100

～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

厚生労働省
エイジアクション100

エイジアクション100～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

エイジアクション100～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

エイジアクション100～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班
電話 03-5253-1111(内線5488)



厚生労働省

「STOP！ 転倒災害プロジェクト」

厚生労働省
職場のあんぜんサイト

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省労働災害防止団体は、作業4日以上死亡災害も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

このサイトには、転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しております。皆さまの職場での転倒災害防止対策の推進に、ぜひお役立てください。

お知らせ

労働災害防止団体の取組

STOP! 転倒災害プロジェクト

セミナーのご案内



職場における腰痛予防対策 - 中央労働災害防止協会

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

中災防について > 全国事業拠点 > 採用情報 > 図書・用品販売サイト > 会員タウン入会のご案内

職場における腰痛予防対策

保健衛生業向け腰痛予防対策講習会 (無料) 厚生労働省より委託を受け、保健衛生業を対象に、実地で開催します。

職場における腰痛予防の取組を！ (厚生労働省) 事業者は、労働者の健康を確保する義務を有している「腰痛予防対策指針」を踏まえ、各事業場の作業の実態に

職場での腰痛を予防しましょう (厚生労働省) 指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業に

介護・看護作業による腰痛を予防しましょう (厚生労働省) 指針の主なポイント、介護・看護作業での対策をまと



交通労働災害を防止するために

厚生労働省

交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めており、そのうち6割以上が運輸交通業以外で発生しています。このため、トラックやバス、タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、自動車などの運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。

以下のページにて、交通労働災害防止についての詳細をご覧いただけます。

- PDF版
- 交通労働災害を防止するために [PDF形式: 1.125kB]

以下のページにて、交通労働災害防止についての詳細をご覧いただけます。

- 職場のあんぜんサイトへのリンク
- 交通労働災害の現状と防止対策
- 交通労働災害防止のためのガイドラインについて
- 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

関係先
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班
電話 03-5253-1111(内線5488)



荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害については、最近5年間で増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2はで発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者のみならず、荷主、配送先、元請事業者などが取るべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者だけでなく、荷役作業の安全対策を講じることで、荷主などの皆様も、陸運事業者と連携して、荷役の防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

荷役作業場所のチェックリスト

荷主などの皆様は、ガイドラインの内容が十分行われている確認するため、4ページ目の「荷役作業場所のチェックリスト」活用してください。



陸上貨物運送事業における

重大な労働災害を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業における労働災害は引き続き多く発生しています。従業員が安全に、そして安心して仕事を行うためには、運送事業者と荷主企業が協力し、徹底して労働災害防止に取り組む必要があります。

本冊子では、陸上貨物運送事業における労働災害について、平成25年に死亡災害に至った事例を紹介する



「テールゲートリフターを安全に使用するために」

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

労働安全衛生総合研究所 JNIOSH National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

発行物・報告書等 研究結果一覧

テールゲートリフターを安全に使用するために 2ステップで学ぶ 6基本&11場面別ルール

テールゲートリフター（TGL）をご存知でしょうか。トラック荷台の端部に設置されて車と荷台の移動には必須の装置として普及していますが、TGLの昇降板（プラットフォーム）や昇降板と荷台の間に手足のはさまれる等の労働災害が報告されています。

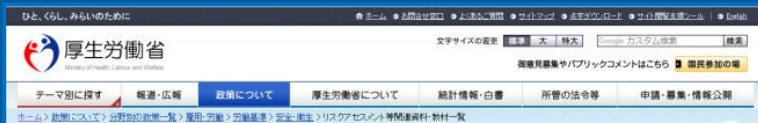
当研究所と厚生労働省は、このようなTGL取扱い時の労働災害を防止するためにリフトするために、2ステップで学ぶ「6基本&11場面別ルール」を作成しました。

本リーフレットはTGL取扱いの基本的な5つのルールと昇降板の位置や動作中といったルールを守っているかを各自がチェックできるようになっています。そのほかにも、主なTGLに合わせた取扱い注意事項などを紹介していますので、TGL取扱いの基本マニュアルとして

2ステップで学ぶ 6基本&11場面別ルール

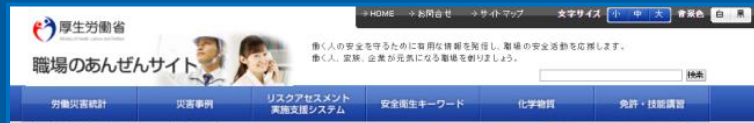
ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための 8つのルール



リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

分類	名称	形式
全般	● リスクアセスメント担当者の研修受講資格要件(平成24年度事業分)	テキスト (-)
全般	● リスクアセスメント担当者の研修受講資格要件(平成25年度事業分)	テキスト (-)
全般	● 危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (平成24年度事業分)	指針 厚
全般	● 危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (● 本文 (2004年)) ● 別添1 (2004年) ● 別添2 (2004年) ● 別添3 (2004年) ● 別添4 (2004年) ● 別添5 (2004年)	通達 厚
全般	● 危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (2005年)	指針 厚
全般	● 危険性又は有害性等の調査等に関する指針	リーフレット 厚
全般	● リスクアセスメント担当者の研修受講資格要件(平成25年度事業分)	テキスト 厚
全般	● リスクアセスメント担当者の研修受講資格要件(平成26年度事業分)	テキスト 厚
全般	● 平成26年度リスクアセスメント実施事業要綱	事務要 厚
全般	● リスクアセスメント実施事業要綱	事務要 厚
全般	● 労働災害防止のために労働者の安全と健康の確保は事業者の責務です(小規模事業者向けリスクアセスメントの実施方法をまとめた)	リーフレット 厚
全般	● 業種ごとの職場リスクアセスメント	リーフレット 労
化学物質	● 化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (平成24年度)	指針 厚
化学物質	● 化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (● 本文 (2004年)) ● 別添1 (2004年) ● 別添2 (2004年) ● 別添3 (2004年) ● 別添4 (2004年) ● 別添5 (2004年)	通達 厚



リスクアセスメントの実施支援システム



リスクアセスメントを実施するための規程(例)



機械安全規格を活用して労働災害を防ぎましょう



「老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業」報告書

平成 29 年度厚生労働省委託事業

老朽化した生産設備における安全対策の
調査分析事業
報告書



「付帯設備の劣化による労働災害を防止するために」

装置産業の皆様へ

付帯設備の劣化による
労働災害を防止するために



安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(第11)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	→	墜落制止用器具
① 胴ベルト型 (一本つり)	⊘	胴ベルト型 (一本つり)
② 胴ベルト型 (U字つり)	×	×
③ ハーネス型 (一本つり)	⊘	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がなことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジションニング用器具であるU字つり胴ベルトは含まれません。なお、従来用途としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場において従来の呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛令(第12)等の改正、ガイドライン(第3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が実際に地面に到達するおそれのある場合 (高さ6.75m以下) は「胴ベルト型 (一本つり)」を使用できます。



はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

- ポイント 1** はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。 → P.2 図1
- ポイント 2** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー (移動式足場) や作業台などの使用を検討しましょう。 → P.3 図2
- ポイント 3** はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても、墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。 → P.4 図3

統計資料 「はしご等」に関する災害 (死傷および死亡)



安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)

刃部のそうじ等の場合の運転停止等は、
安衛則第108条

- 1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。
ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

留意事項

「平成25年4月12日付基発第0412第13号通達。」

- ①第1項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。
- ②第1項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ③第1項ただし書きの「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)の別表第2の14(3)イに示されたものであること。
ア 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。
イ 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・トゥ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによるのみ動作できること。
ウ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。
- ④第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。
- ⑤第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、表示板の脱落や見落としのおそれがあることから、施錠装置を併用することが望ましいこと。

安衛則第110条(作業帽等の着用)

事業者は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させなければならない。

- 2 労働者は、前項の作業帽又は作業服の着用を命じられたときは、これらを着用しなければならない。

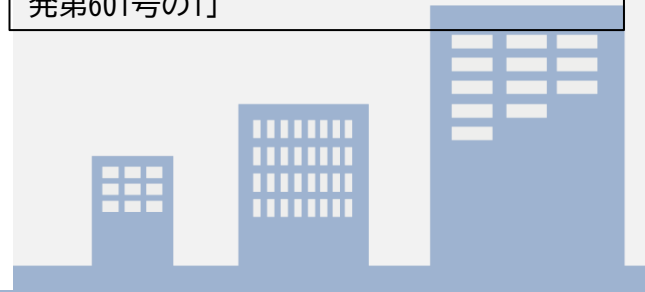
安衛則第111条(手袋の使用禁止)

事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。

- 2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。

留意事項

「面取り盤等」の「等」には、フライス盤、中ぐり盤等が含まれるが、丸のこ盤は含まれないこと。「昭和47年9月18日 基発第601号の1」



ホームページにより確認してから活用してください。

無料

独立行政法人 労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター

*有料となる
場合もあります

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々」を対象に「産業保健研修」や「専門的な相談」などの支援を行っています。

産業保健スタッフに対する「専門的研修の実施」

産業保健スタッフからの「専門的相談への対応」

メンタルヘルス対策の普及促進のための「個別訪問支援」

治療と職業生活のための「両立支援活動」

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを行っています。都内18労働基準監督署(支署)管轄区域毎に設置されています。

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

大企業の営業所等で労働者数50人未満の事業場においては、本社等で選任されている産業医等の協力を得られるようにお願いします。

有料

中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会は労働災害防止団体法に基づき設立されています。

1 安全衛生意識高揚のための運動の展開

2 企業の指導者、安全衛生スタッフの養成

3 専門家による技術支援の実施

4 安全衛生情報の提供

5 労働災害防止のための調査研究等

6 ゼロ災運動の展開

7 心身両面による健康・快適職場づくりの推進

有料

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

こんな時に活用できます

- 労働災害が発生したとき
- 労働安全衛生マネジメントを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき

- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生後援や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成を行うとき
- 安全衛生管理活動の活性化等

有料

公益社団法人 日本作業環境測定協会

日本作業環境測定協会は作業環境測定法に基づき、作業環境測定士および作業環境測定機関の業務の進歩改善に資する事などを目的として設立されています。

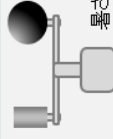
作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場

- 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場
- 放射線業務を行う作業場所(放射性物質取扱作業室、事故由来廃棄物等取扱施設)
- 一定の鉛他金属類取扱業務の屋内作業場
- 特定化学物質(第1類物質または第2類物質)製造し、または取扱う屋内作業場
- 有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取扱う一定の業務を行う屋内作業場

STEP 1

☐ **暑さ指数 (WBGT値) の把握**

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置		<p>休憩！</p>
☐ 休憩場所の整備		
☐ 涼しい服装等		
☐ 作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
☐ 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に 休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。	
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
☐ 健康診断結果に基づき措置	<p>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。</p> <p>医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。</p>	
☐ 日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。	
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

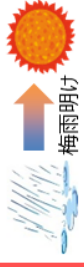
- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

☐ **異常時の措置**

少しでも異変を感じたら
ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- ☐ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。**



STOP! 熱中症

令和元年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	暑さ指数 (WBGT値) の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	 
<input type="checkbox"/>	服装等の検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H31.4)

水分吸収量・時間の限界

胃袋に入った水分は、小腸から吸収され、血液中に取り込まれるが、一度に吸収できる量は130cc程度吸収に30分以上かかる

尿の色で脱水状態をチェックしましょう！

このカラーチャートは、あなたの脱水レベルを尿の色によって判定し、どの程度、水分補給すれば通常の状態に戻るかを示したのになります。熱中症予防のため、セルフチェックを行いましょう。



正常です。
いつもの水分補給を心がけましょう。



問題ありませんが、コップ1杯程度の水分補給をしましょう。



軽度の脱水症状が認められます。
1時間以内に250mlの水分補給をしましょう。
屋外にいる場合や汗をかいている場合は、500mlの水分補給をしましょう。



脱水症状が認められます。
今すぐに250mlの水分補給をしましょう。
屋外にいる場合や汗をかいている場合は、500mlの水分補給をしましょう。



危険な状態です。
今すぐに1,000mlの水分補給をしましょう。
この色より濃い場合や赤/茶色が混じっている場合は、脱水症状以外の問題が考えられますので、病院で受診しましょう。

出典：Dehydration Urine Color Chart

**180~360cc程度を
こまめに摂るのが効果的**

出典  TODA CORPORATION

■ 熱中症にかかりやすい人を朝礼時に確認し 本人の自覚の高揚と注意喚起を図る

①
熱中症予防のススメ
全員

朝食を必ず食べる



朝食を食べれば、食物に含まれる水分を持続的に吸収することができ、水分不足に陥りにくくなる。塩分を摂れる味噌汁がおすすめ。

②
熱中症予防のススメ
おとなしい人

おとなしい人を 気に掛ける

こうなる前に
声掛けを！



私は大丈夫！

具合が悪くなっても、なかなか言えない人もいます。特におとなしい人はその傾向がある。普段と違う様子の人がいたら声をかけよう。

③
熱中症予防のススメ
私病の方

薬を飲み忘れない



暑い季節には身体機能がより低下する。そのような状況での薬の飲み忘れは熱中症を誘発しやすい。予備の薬も用意しておこう。

チェック欄記入方法 ○：実施している △：一部実施している ×：実施していない ー：該当なし

災害の種類	チェック項目	チェック (○、△、× の記入)	改善方針等 問題点とそれに対する改善方針、実施 時期等を具体的に明記してください
共通事項	保護帽の着用 最大積載量が5トン以上のトラックの荷役作業においては必ず保護帽を着用させていますか。		
	上記以外の場合の荷役作業においても保護帽の着用させていますか。		
共通事項	耐滑性のある靴の着用 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴(Fマーク)を使用させていますか。		
	作業計画の作成等 作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
墜落・転落災害	作業床等の使用 荷台の上での作業については、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けさせていますか。		
	昇降設備の使用 荷台への昇降設備を用意し、最大積載量が5t以上のトラックの荷台への昇降は、昇降設備を使用させていますか。		
		最大積載量が5t未満のトラックの荷台への昇降についても、昇降設備(踏み台等の簡易なものでもよい。)を使用させていますか。	
	荷や荷台上での作業 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりさせないようにしていますか。不安定な荷の上では移動させないようにしていますか(一度地面に降りて移動すること。)		
	安全帯の使用 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用させていますか。		
荷崩れ	作業計画の作成等 作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な荷付けの実施 積付けの際、積みおろしを行う労働者が安全に積みおろしができるよう配慮した積付けを行い、適切な固定・固縛を行わせていますか。		
	走行中の荷への配慮 荷崩れに繋がりがしやすい荒い運転(急制動、急発進、急旋回等)をさせないようにしていますか。トラックで輸送中、適宜停車時に積荷の固定・固縛方法を点検させていますか。		
	荷下ろし時の配慮 ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷台のあおりやウイングを動かす場合、荷室扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行わせていますか。		
	教育の実施 荷の固定・固縛方法に係る教育を実施していますか。		

災害の種類	チェック項目		チェック	改善方針等
フォークリフト 使用時	作業計画の 作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な資格 者による運 転	フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせていますか。		
		フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行わせていますか。		
	用途外使用 の禁止	フォークリフトの用途外使用(人の昇降等)、運転席からの身の乗り出し等の危険な行為をさせないようにしていますか。		
	安全な運転	停止、急旋回を行わせないこと。バック走行時には、後方(進行方向)確認を徹底させていますか。		
	走行場所の 区分	自社の施設内にあつては、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
無人暴走	作業手順の 作成	トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めていますか。		
	逸走防止措 置の実施	降車時には必ず逸走防止措置(①パーキングブレーキ→②エンジン停止→③ギアロック→④輪止めの4点セット)を実施させていますか。		
	逸走時の措 置	万一、トラックが動き出したときは、止めようとして、運転席に乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告を発せさせるようにしていますか。		
	降雪・凍結 時の配慮	降雪・凍結した坂道(わずかな傾斜も含む)では、原則として停車させないようにしていますか。		
トラック後退 時	確実な後方 確認の実施	トラックの後方の状況が十分確認できない場合は、トラックを後退させないようにしていますか。		
	後退誘導に よる後退時 の配慮	後退誘導担当者がある場合、誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断させないようにしていますか。		
	後退警告音	原則として、後退警告音の音量は下げないようにしていますか。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用させるようにしていますか。		
	誘導員の配 置	自社の施設内にあつては、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導させていますか。		
	走行場所の 区分	自社の施設内にあつては、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に陸運事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

労働者死傷病報告



休業4日以上



所轄労基署

業務上災害により，死亡又は4日以上休業した場合は「労働者死傷病報告書」を遅滞なく所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。



労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、「**国籍・地域**」と「**在留資格**」の記入が必要です。

- ※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。
- ※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

国籍・地域

見本

在留カード

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

見本

在留カード

上陸許可証印

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動類型を確認し、下表のうち、あてはまる活動類型を1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型	特定活動 (ワーキングホリデー)	特定活動 (造船分野)
特定活動 (EPA)	特定活動 (外国人調理師)	特定活動 (ハラル牛肉生産)
特定活動 (高度学術研究活動)	特定活動 (製造分野)	特定活動 (就職活動)
特定活動 (高度専門・技術活動)	特定活動 (就職活動)	特定活動 (その他)
特定活動 (高度経営・管理活動)		
特定活動 (高度人材の就労配偶者)		
特定活動 (建設分野)		

見本

★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例) 技能実習1号イ など

様式第23号(第97条関係)(表面)

厚生労働省のHP(ホームページ)よりダウンロードできます。

厚生労働省 安全衛生関係主要様式

検索



青梅署STOP!転倒災害プロジェクト

転倒災害見える化事例 募集中

優秀事例は
監督署長より
表彰します

青梅署STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化事例」募集要領

○ 趣旨

「青梅署STOP!転倒災害プロジェクト」の取組の一貫として、転倒災害に係る見える化事例を募集し、青梅労働基準監督署管内における「転倒災害防止」及び「安全の見える化」の一層の推進を図るため、「転倒災害見える化事例」を広く募集するとともに優秀な事例を表彰、公表することにより、事業場の労使の安全気運の向上を図ることとする。

○ 実施体制

青梅労働基準監督署及び公益財団法人東京労働基準協会連合会青梅労働基準協会支部（以下、「(公社)東基連 青梅支部」という。）の共催により実施することとする。

○ 実施のスケジュール

- (1) 募集期間 令和元年5月～令和元年11月
- (2) 選考委員会 令和元年11月
- (3) 表彰式 令和元年12月6日（西多摩地区安全衛生大会）

○ 応募の資格

- ・応募資格は特に定めのないものとし、ホームページ等を通じ広く募集をする。
- ・応募方法は、別添応募用紙により、電子メール等で受付を行う。

○ 表彰について

青梅労働基準監督署長、（公社）東基連 青梅支部事務局長等の構成員からなる選考委員会を開催し、委員の合議により「青梅署STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化賞」」として、優秀な事例を選考し、令和元年12月6日に開催する西多摩地区安全衛生大会の「安全衛生表彰式」において表彰状及び記念品を贈呈する。

○ 応募事例の取扱いについて

応募いただいた事例については、上記「青梅労働基準監督署からのお知らせ」への掲載、（公社）東基連 青梅支部広報誌への掲載、その他各種広報、講習会等での事例紹介、事例集の作成等に使用させていただきます。

応募先・問い合わせ先

問い合わせ先 青梅労働基準監督署 TEL 0428-28-0331

問い合わせ先 （公社）東基連 青梅支部 TEL 0428-24-8917

応募先 （公社）東基連 青梅支部

電子メールアドレス umekikyo@t-net.ne.jp FAX 0428-24-8939

※ 応募フォームは東京労働局ホームページ内「[青梅労働基準監督署からのお知らせ](#)」内にありますのでダウンロードしてお使い下さい。



青梅労働基準監督署

「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」